

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会
第13回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成27年6月25日（木）18：00～21：05
2. 場所 経済産業省17階第1～第3共用会議室
3. 議題
 - (1) オブザーバー説明
(金本オブザーバー)
 - ・ 電力広域的運営推進機関の活動状況について
 - (2) (1) に関する自由討議（含む質疑応答）
 - (3) 事務局・オブザーバー説明
(事務局)
 - ・ 第3弾の改正法の成立について
 - ・ 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
 - ・ 発電設備の設置等に伴う電力系統の増強および事業者の費用負担等の在り方について
 - ・ 卸電力市場の活性化（自主的取組・競争状態のモニタリング報告等）について
 - ・ 小売前面自由化に向けた検証の進め方について(梅嶋オブザーバー)
 - ・ 30分電力量提供に係るシステム検討の状況について
 - (4) 自由討議（含む質疑応答）

4. 議事本文

○安永調整官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第13回制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、委員の交代についてご報告をいたします。電源開発株式会社の寺島委員、それから株式会社エネットの遠藤委員は、いずれも電力広域的運営推進機関の理事に就任され、それぞれの会社のお立場を離れましたことから、それぞれの会社のご後任である電源開発の星様、それからエネットの谷口様に、委員が交代しております。本日、エネットの谷口様は、代理で秋山様にご

出席をいただいております。

また、本日も議題に関係の深い関係者の方々にオブザーバーとしてご参加をいただいております。公正取引委員会調整課の片桐課長、代理で長島課長補佐にご出席をいただいております。それから、消費者庁消費者調査課の岡田課長、電力広域的運営推進機関の金本理事長、大口自家発電施設者懇話会の事務局、替わられました池田様、それからS Bパワー株式会社の児玉様、一般社団法人日本風力発電協会の祓川様、それから30分電力量提供に係るシステム検討部会の有識者メンバーということで、慶応大学の梅嶋様にご参加をいただいております。ご多忙のところご足労いただきまして、御礼申し上げます。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。なお、本日、電力広域的運営推進機関の金本理事長にご出席いただいておりますけれども、ご都合により途中でご退席をいただくことから、この電力広域的運営推進機関に関する議題につきまして、先にご議論いただくという形をお願いできればと思っております。金本理事長ご退席後は、遠藤理事にご出席を引き続きいただく予定でございます。

それでは、以降の議事進行は横山座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。
○横山座長

それでは、皆様、こんばんは。本日は大変遅い時間に、またお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回は1月22日ということで、本当に約5カ月ぶりの開催ということで、本日、たくさんまた議題がございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日はまず電力広域的運営推進機関の金本理事長にその活動状況についてご説明をいただき、質疑を行わせていただきたいと思います。その後、それ以外の資料説明と討議を続けさせていただければというふうに思います。

それでは、金本理事長さんのほうからよろしくお願ひいたします。

○金本オブザーバー

電力広域的運営推進機関理事長の金本でございます。本日は我々の活動についてご紹介させていただく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。座ってご説明をさせていただきます。

本機関は4月1日に発足いたしまして、3カ月弱たったところでございます。今回は発足以来の活動状況についてご報告をさせていただきます。

目次でございますが、これは省略をさせていただきます。

次のページ、開いていただければと思います。昨年7月に発起人による創立総会が開催されて、その後、認可申請、それから8月の大臣認可を経まして、広域機関は今年の4月1日に業

務を開始をいたしました。広域機関の概要は次の4スライド目でございますが、略称を広域機関と呼ばせていただいております。英語名はOCCOということになってございます。現在のところ、千代田区の神保町にオフィスを構えておりますが、1月には多分、豊洲のほうに移転できるというふうに思っております。役員は私のほか、理事3名、監事2名でございます。

次のスライドにガバナンスの概要がございます。ガバナンスにつきましては、この制度設計ワーキンググループでご議論をいただき、そこでの議論を忠実に反映した形になっているというふうに思っております。会員による総会及び理事会、評議委員会のおおの役割につきましては、吹き出しの中に書き込んでございますので、後ほどご覧いただければ幸いです。評議会が重要事項を理事会に先立って審議するとか、特徴的な構造が幾つもございます。時間の関係でそれについては省略させていただきます。

次のスライドで、発足後、主な活動を時系列に並べてございます。この6スライド目と次のページの7スライド目に並べてございます。これを一々ご説明する時間はございませんので、この中から幾つかのトピックスを選んでご説明をさせていただきます。

まず、次のページのスライド8をごらんいただければと思います。本機関の重要なミッションの一つに、需給状況が悪化した場合に、電気事業者に対して融通などの指示を実施するということがございます。これにつきましては、発足間もない4月8日に早速指示を行いました。また、今年の夏を控えまして、新電力も含めた指示訓練をちょうど昨日実施したところでございます。なお、来年度には電力システム改革の第二段階が控えておりまして、ライセンス制導入に伴いまして、どのような指示を行うのか、その場合の精算をどうするのかといった課題がありまして、今後検討する必要があるというふうに認識をしております。

次のページ、9スライド目でございますが、設備形成の検討を行うために、有識者を中心とした広域系統整備委員会を設置いたしました。早速、東北・東京間の連系線増強及び東京・中部間の連系設備増強の検討を開始してございます。東北・東京間は費用負担をしてでも増強を希望する事業者を募集しましたところ、約500万キロワットもの応募がございました。現在、東北・東京間は基本要件の検討、それから東京・中部間はルート選定等の検証を実施しておりまして、本年9月をめどに取りまとめを行ってまいります。

その次、10スライド目でございますが、調整力、いわゆる予備力の考え方につきましては、昭和30年代から長年考え方が変わっていないというところでございますが、これについて検討するために、調整力等に関する委員会を立ち上げております。第二段階の開始に向けて、まずは今年度末に向けて検討を行っております。必要によりましてこの検討は来年度以降も続けてまいりたいと思っております。

その後、たくさん細かい字で書いておりました恐縮でございますが、11と12スライドは、本機関が策定した送配電等業務指針とそれから業務規程に関する主なポイントを抜き出したものでございます。これらは制度設計ワーキンググループでご議論をいただいた内容に基づきまして、国の認可基準に沿って作成をしております。

まず、地域間連系線の管理につきましては、運用容量を原則30分単位で広域機関みずからが設定するという事とか、それから供給先が未定である発電設備設置者による連系線予約が可能となりました。また、一般電気事業者が自然変動電源の出力抑制を行った場合には、広域機関に資料を提出するとともに、広域機関が妥当性を検証することといったことを定めております。

さらに、1万キロワット以上の発電所の系統アクセスは広域機関においても受付を行うということになっております。

その次のスライドでございますが、ここでは電源接続案件募集プロセス、それから緊急災害対応、それから供給信頼度の評価というものにつきまして、具体的な準備を進めているところでございます。連系線の状況などの系統情報の公表につきましては、本機関ウェブサイト上で既に無料一般公開を開始しております。まだご覧になっていない皆様方におきましては、ご覧いただければ幸いです。

その次、系統アクセス及び紛争解決サービスにつきましては、13スライド目のような状況になっております。系統アクセスの受付は、一般電気事業者の受付件数に比べると件数は少ないですが、認知度は少しずつ上がっておりまして、6月に入ってかなり増加をしております。6月分を含めて、事前相談19件、接続検討8件といったことになっておりますが、これらのうち6月受け付けは、事前検討12件、接続検討2件ということになっております。それから、紛争解決サービス受付の中の相談・苦情に関しましては17件となっておりますが、中身に関しては系統アクセスの妥当性確認が多くなっておりまして、系統アクセスのほうで対応するといったものも、かなりの数ございます。

そういった状況でございますが、次は今後の予定でございます。14スライド目と15スライド目でございます。まず、連系線に関するものにつきましては、運用面の対応、設備面の対応と、この2つの面でいろいろな課題があると認識しております。そこにございますように、マージンの考え方、それから広域周波数調整のためのルールを整備すること、それから来年度以降の運用容量の検討、あと、広域機関システムの開発といったことが運用面の対応として重要な課題としてございます。設備面の対応としては、連系線等の設備形成の検討というのを先ほどご紹介いたしました広域系統整備委員会において行っております。それから、安定供給の確保に向けた課題につきましては、調整力に関する検討ということと、あと、広域機関電源入札を行うことができると

いうふうにされてございますが、これの詳細ルールの整備というのも今後の課題でございます。

それから、次のスライドにお願いいたしまして、電力システム改革、第二段階に向けた課題として幾つかのことがございます。とりわけ重要なものは、スイッチング支援のシステムを作ることと、それから計画値同時同量制及びライセンス制に伴うルールの整備というのがございます。それから、最後になりますが、第二段階の来年度に向けまして拠点の移転、新豊洲に新しいセンター及び事務所拠点を設置するといったことと、それから職員、特にプロパー採用をして組織を拡充するといったことを進めていく所存でございます。

あと、本資料には記載しておりませんが、今回、このワーキンググループで議論される内容についても、本機関に課せられる課題があるというふうに認識をさせていただきます。

あと、最後に、参考資料として本機関が設置しております委員会等の概要をまとめてございます。

以上、簡単ではございますが、広域機関の活動状況についてご紹介させていただきました。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ただいまの金本理事長先生のご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。いつものように名札を立てていただければご指名をいたしますので、よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

特にないようですね。どうも先生、ありがとうございました。

それでは、続きまして本日の議題に関する資料につきまして、事務局ほか関係者の皆様から資料のご説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず安永さんのほうからお願いいたします。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。資料5につきましては、後ほど、本日オブザーバー参加をいただいております梅嶋先生からご説明いただきますので、私のほうからは事務局提出の資料6-1から6-5までにつきまして順にご説明をさせていただきます。なお、今回も資料3として論点を一覧にしたリストをご用意しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、まず資料6-1でございます。電気事業法等の一部を改正する等の法律についてでございます。

委員の皆様を始めまして、多くの関係者の皆様のご理解とご協力を得まして、先週6月17日に

電力システム改革のいわゆる第3弾の法律が成立をいたしました。関係の皆様は厚く御礼を申し上げます。今回の法律は、電力のみならずガスや熱供給も一体的に改革を行い、市場の垣根を撤廃し、相互参入、セット販売など、これまで縦割りだった市場を総合的なエネルギー市場へ転換していこうというものでございます。

この資料の真ん中、左側Aの部分でございますけれども、電気事業法の改正でありまして、これは法的分離を2020年に行うと。それから、このワーキンググループでもご議論をいただきました行為規制あるいは料金規制の撤廃、一般担保の見直しなどを規定をいたしました。このワーキンググループの議論に沿って法制化を行ったものでございますけれども、1点だけこのワーキンググループの議論の方向性が法律に反映されなかったものがございます。それは送配電と発電・小売の間の人事異動についての行為規制でございます。送配電事業の中立性を確保する観点から、役職員につきまして、兼職規制のみならず一定の人事異動の制限、具体的には送配電事業者と親会社やグループの発電・小売会社の間で、例えば2年間といった一定期間は人事異動を制限すべきというご議論をいただきましたけれども、こうした人事異動への制約につきまして、その後の政府部内における検討の結果、労働者の基本的な権利に対する制約でもあり、抽象的かつ広範に規制することは不適切という観点から、今回の法案においてこの人事異動を法律上罰則つきで規制することは行わないこととなりました。

ただ、このグループ会社内の人事異動が自由に行われることによって、送配電部門の中立性について疑念が生じるのではないかと、こういう指摘に対して、どういう対応があり得るかということについては、検討をしていかなければならない課題だというふうに認識をしております。したがって、この人事異動については、罰則付きの規制は設けないという整理には従った上で、事業者自身が中立的確保に疑念を持たれないようにするために、送配電部門の実質的な中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分か否かも含めまして、今後、電気事業の実態あるいは関係者の意見を踏まえながら、法的分離の実施までに精査を行いまして、必要な措置の内容を検討していくということにしたいと考えております。

それから、この資料右側のBのガス事業法につきまして、こちらは2017年を目途に小売の全面自由化を行うこと、あるいは大手3社につきましてこの導管部門の法的分離を義務づけるといったことを内容とするものとなっております。このワーキンググループでも一度、皆様からいろいろご指摘を頂戴いたしましたけれども、その際のご指摘も踏まえた法律改正というふうになっております。

それから、左下のCの熱供給事業法でございます。こちらでも従来の規制を大幅に緩和をしております。

それから、右下のDのところ、独立性と専門性を備えた新たな市場監視体制が必要だということをごさいます、この場でもご議論をいただきましたけれども、資源エネルギー庁から独立した形で経済産業大臣直属の委員会組織をつくるというものを盛り込んだ法律をごさいます、この法律が先般成立をしたというご報告をごさいます。

それから、次に資料6-2をごらんいただければと思います。小売全面自由化に係る詳細制度設計をごさいます。

最初に、おめくりいただきまして、資料のこれは2ページ目をごさいますけれども、自由化のスケジュールに関してをごさいます。以前、このワーキンググループでも自由化の実施時期、それから託送約款をいつ認可申請を出していただくかといった、目標とする時期をお示しをいたしましたけれども、今回、自由化の実施時期を来年の4月1日、それから託送約款の認可申請期限を今年の7月31日、それから小売電気事業の事前登録の受け付けを今年の8月3日から開始するなどといったスケジュールを進めるということを進めさせていただきたいということをごさいます。

次に、資料の4ページから5ページにかけて、この事前の、来年4月から自由化が始まる、それに先立っての営業活動あるいは契約の締結についてをごさいます。法律の施行前であっても、この事前の登録というのを8月から始めさせていただきます。登録を受けた事業者の方が改正法で定めた消費者への説明義務あるいは書面交付義務といったことを果たす形で契約を行うということが望ましいというふうに考えておまして、こうした手順を踏むことを登録の際の条件にするといったことなどの措置をとりまして、事前の営業でありますとか契約といったこともこの改正法の手続に準拠してやっていただくという方向を進めていきたいというふうに考えております。

次に、7ページから小売の営業に関するビジネスモデルについてをごさいます。家庭用の自由化を見据えて、さまざまな事業者の方がさまざまなビジネスモデルを考案されておりますけれども、電気事業法上、問題になりかねないモデルも見受けられますことから、何がよくて何が悪いのかということにつきまして、少し整理をしております。

まず、7ページをごさいますけれども、小売事業者であるA社と提携をいたしまして、特別なメニューを代理店同士で販売するケースをお示ししております。B社が独自の料金メニューをつくってB社の名前で供給すると、こういう場合にはこれはB社が小売事業者になる必要がありますけれども、A社の販売の代理であるということが明確であれば、これは実際の根っこの契約はA社と需要家の間で結ばれている契約、その代理をB社がやっているということで整理がされますので、これは問題ないというケースと考えております。

他方で、8ページと9ページでは、こちらは少し問題のあるケースということをお示しをして

おります。例えば8ページの上の図でございますけれども、これはB社が一般家庭におきまして、小売事業者から需要家として電気を買って、それを家の中で実際の住人に電気を再販するようなケース、あるいは7ページの下の方の図でございますけれども、B社が需要家の契約の名義人を、通常はこの需要家の方の名義になっておられるわけでございますけれども、その電気を買う側の需要家の名義をB社に変更いたしまして、B社が需要家として電気を買うという契約をいたしますけれども、実際の電気の供給はその家に実際に住んでいる方に行われていると。こういうような場合でございます、すなわち、この家の中で電気を再販するという形、あるいは需要家の名義を会社の名前に変更するというので、小売事業者の登録を受けずに実態上、電気を販売するというような場合でございます。

こうしたケースは、本来、小売事業者として登録を受けて行うべきことを登録を受けずに行っているということになりますので、不適切ではないかということで、具体的にどういう問題が発生するのかということ、図は同じでございますけれども、9ページの下の方の右側のほうに、どういった問題が起こるのかということで、B社には小売事業者としての規制が課されない、あるいは、実際の需要家が電気事業法上の消費者保護の対象ではなくなってしまうといったようなことを挙げております。

それから、次の10ページでございます。10ページ、左の図、いわゆる一括受電の形態でございます。これはマンションあるいはテナントが多数入るビルなどで広く行われている形態でございます、これは需要地の中で実際に電気を受電設備で受電してから、また中で供給しているというケースでございます、こうした需要地内の電気のやりとりというのは、電気事業法上の規制が特にかからないということで行われておりますけれども、したがって、この形態は電気事業法上、問題のあるケースということではございませんけれども、ただ、この場合もやはり個別の需要家の方には小売電気事業者の説明義務等は及びませんので、今回、小売事業者への規制に準じて、この一括受電業者の方などが需要家に説明などをきちんと行うことが望ましいということをご提案をしております。

それから、10ページの右の方の図でございます。これは需要家の代理として小売事業者との間にこの事業者の方が入りまして、それで例えば電気だけでなく通信などほかのサービス等をまとめて提供すると、こういったようなケースでございます、これはいわゆるアグリゲーションビジネスというものこのパターンに該当するものが多いと思いますけれども、この場合、法的には電気の供給契約というのは小売事業者と需要家の間のもので行われまして、代理の方が代理契約の中、これは代理に限らずというか、業務委託契約といったものもあると思いますけれども、そういった契約の中で他のサービスと組み合わせて割引を行うと。こういったことが想定されま

して、こうしたケースは需要家と小売事業者とこの間に入る事業者の方の責任関係も明確になっておりますので、この需要家の代理という形、あるいは一番最初の7ページは供給者の代理という形ですけれども、こういった形で行うということは可能であるというふうな整理をしております。

なお、名義変更のビジネスはちょっと実態上の小売ビジネスとしてやるには問題ではないかという整理でございますけれども、名義変更そのものは実態上広く行われておりまして、例えばひとり暮らしの大学生の電気を契約名義が親御さんになっているとか、チェーン店舗の契約名義は本店の一括になっているといったようなケースもございます、名義変更が一律にだめということではありませんけれども、実態的には小売事業を展開するために名義変更という方法を用いるというケースにつきましては、既に行われているケースもありますので、こうしたケースについてどう対応するかということは、混乱がないように対応する必要があると考えておりますけれども。

それから、さらに、今回お示しをしたパターン以外にも恐らくさまざまなビジネスモデルというのが検討されているというふうに思いますので、今後のガイドライン化に当たりましては、いろいろな創意工夫であったりビジネス展開は阻害しないということと、他方で、消費者保護には万全を期していくということのバランスを考えながら、必要な見直しも行いながらガイドライン化ということをしていきたいというふうに考えております。

それから、次に、これは電源の表示方法についての論点でございます。まず、資料12ページと13ページでございますが、議論の前提として電気の特性についてお示しをしております。以前にもこのワーキンググループでご議論をいただきまして、例えば稲垣委員から、特定の電源から電気を買うということは技術的に可能なんだろうかというようなお尋ねもいただきました。ネットワークを介して、例えば再生可能エネルギーの電気を買うといったようなことは、技術的にはそれはできないことございまして、いろいろな電気がまざり合ってしまうわけでございますけれども、ただ、電気の取引というのは、それは発電事業者と小売事業者の間でその発電した電気を売る、買うという契約によって行われますので、契約上、取引上、特定の電源の電気を買ったと擬制されると、こういうことであるというまず前提を整理をさせていただいたものでございます。

次に、15ページ、16ページでございます。これは以前にもこのワーキンググループでご議論いただいたことのおさらいでございますけれども、固定価格買取制度によりまして交付金の補填を受けた小売事業者がその電気を販売する際に、再生可能エネルギーの付加価値を訴求して販売することは不適切だということでございます。これはこの委員会でこれ自体については特段のご異論はなかったと思いますけれども、おさらいとして掲載をしております。

こうしたことを踏まえますと、17ページでございますけれども、このFITの固定価格買取制度の電気をグリーンであるとか、あるいはクリーンであるといったメニューとして説明して販売するということは不適切であるということになると考えられますけれども、ここで一つ論点になりますのが次の18ページでございます。

例えばでございますけれども、固定価格買取制度によりまして太陽光の電気を調達した小売事業者がその電気を、これを再生可能エネルギーとしての付加価値はない電気であるということが前提でございますけれども、それを太陽光のメニューですと、あるいは再生可能エネルギーメニューですと、あるいはFITメニューですなどというメニューとして販売するということは、これは認められるのかどうかという論点でございます。これにつきましては、両方の議論があると思っております、左側のこれは認めてもいいんじゃないかという考え方は、これは太陽光を太陽光と言って販売して何か悪いんだらうかということ、あるいは、FITであるということきちんとして説明していれば、それで問題ないんじゃないかという考え方が左側でございます。逆に、右側の考え方は、これは太陽光だということは必ずしも電氣的には事実ではないということであったり、それから、こうした販売方法を認めてしまうと、結局それは再生可能エネルギーの付加価値をPRしていることにほかならず、実際にFITの外で高いコストを負担して販売する小売事業者、あるいは高い電気を高くても買おうという需要家との間で不公平になるんじゃないかといったようなことが論点になってくるのかなというふうに考えております。

それから、18ページのこの論点の幾つか挙げておりますけれども一番下のところに、FITの電気を再エネと言って売れないことになると、再エネの普及促進につながらないんじゃないかというご意見もございます。これに対しましては、右側でございますけれども、再エネの普及促進というのは、それは発電事業者に対して固定価格で買い取るというまさにこのFIT制度で担保をしており、ここで小売事業者が販売しやすくなったとしても、これは小売事業者が交付金と合わせて利益を二重取りをするような形になるだけで、そのお金が再エネ投資に回るということでは必ずしもないといったようなことも論点かなというふうに考えております。このどちらの考え方が妥当なのだろうかということが1つ目の論点でございます。

この論点は、買取制度の電気をメニューとして販売する場合の説明の仕方ということでございますけれども、次の19ページでございます。19ページはこのFITのメニューという形で宣伝するのでなくても、需要家の方からこの電気は何ですかと聞かれた場合、あるいは会社のホームページに我が社の電源構成はこういう電源構成でございますというようなことを示すような場合に、その際にFITの電気は一体何と説明すればいいのか、あるいは何と表示したらいいのかという論点でございます、こうした場合につきましては、ご提案ですけれども、この19ページの下

部分にありますように、再生可能エネルギーもFITのものとそれ以外のものというふうに分けた上で、右側にありますように、FITの電気については全国の需要家の皆様の負担で成り立っており、例えばのCO₂のフリーの電気ではないといったような、こうした注釈を付すという形で表示をするというのが誤解のない表示の仕方なのではないかということをご提案をしております。

それから、次に21ページからは、このワーキンググループでこれまで度々議論いただいております電源構成の開示を義務づけるのかどうかという論点でございます。

まず、22ページでございますが、これは消費者の方々からは電源構成の開示を義務化すべきという多くのご要望をいただいております。私のところにも32の消費者団体の連名の要望書をいただいたり、あるいはNGOの方から1万人を超える方の署名をいただいたり、いろいろな方から義務化のご要望というものを頂戴をしております。

一方で、23ページでは、小売事業者の方々のご意見をまとめております。賛成意見もございませうけれども、どちらかというと慎重なご意見が多いという状況でございます。

それから、24ページでございますけれども、賛成の事業者であっても、なるべく簡素な内容にしてほしい、あるいは具体的なルールがわからないと何とも言えないといったようなご意見もございました。

25ページでは、海外の状況をまとめております。EUでは事業者単位での開示、事業者単位での開示と申しますのは、個別の電気を売るメニューの内訳を表示するというのではなくて、会社としてどういう電源構成を扱っていますかというものでございますけれども、この事業者単位で前年実績の開示というようなことが義務化をされています。アメリカでは個別のメニューについても電源構成の開示を義務づけているケースもございます。

こうした点を踏まえまして、26ページで論点を整理をしております。義務化をすべきというご指摘は、やはり一番は需要家の選択肢の確保という観点が主でございます。義務化をすべきでないという考え方は、これは消費者のニーズにどう対応するかというのは事業者が判断すればいいことではないかと、あるいは企業情報の開示につながる、あるいは仕分けの負担が非常に大きいといったようなこと、また、正確な開示がすごく難しいといったようなことも論点として挙げてございます。こちらもご議論いただければというふうに考えております。

次に、28ページでございます。この28ページからは、開示の義務化をするかどうかということとは別にいたしまして、いずれにしても電源別のメニューということをつくって販売するということが、そういった事業者さんもおられると思いますけれども、そうした電源別のメニューをつくっていく場合にも、やっぱり一定のルールが要るんじゃないかということで、この電源別メニュ

一をつくる場合のルールのご提案でございます。

まず、29ページでございますけれども、私の電源構成はこうでございますと言ってメニューをつくって販売する場合、それは一体いつの時点の電源構成なのかということで、これは去年の実績ということであると、これからあなたに売る電気はこういう電源ですというふうに、去年の実績というのはおかしいんじゃないかということで、その年の計画の電源構成を使うべきじゃないかというふうなことをまとめております。

それから、30ページでございますけれども、こちらは例えば太陽光メニューですというようなことを言ったときに、それは当然、昼間だけの電気のメニューであろうという考え方もありますし、それから、逆に昼間の余った太陽光は時間をずらして夜に割り振って、24時間太陽光で供給するメニューなんていうことも考えられなくはないんですけれども、こうしたことがそもそもどう考えるべきかというようなことが少し論点になってくるかと思っております。

それから、31ページは、ちょっと文字ばかりで恐縮ですが、仕分けの難しい電気がいろいろあるということで、どういうふうに考えるべきかという整理の方向性のご提案でございます。この31ページの最初の(1)、発電所を特定して電気を買ってくる場合、これは何の電源構成かということは仕分けができますけれども、(2)のように発電所を特定せずに電気を買う場合、バランスグループから調達する場合というふうに書いておりますけれども、例えばエネットから電気を買いますとか、関西電力から何万キロワットアワー買いますと言って、この電気を融通してもらおうとか買ってくるという場合に、必ずしも電源の内訳は示されるわけではありませぬので、そういうある会社からどれだけ買ってくるというときに内訳がわからない場合はどうしたらいいんだということで、こうした場合にはその他というふうに分類するしかないんじゃないかというふうなことをご提案をしております。

それから、次の31ページの(3)はいわゆる常時バックアップでございます。一般電気事業者が新電力に卸売をする場合でございます。これも仕分けが非常に難しいわけでございますが、常時バックアップはいわゆるベース電源の代替ということで、原子力あるいは火力が多いというふう考えられますので、何らかの方法でこうした電源構成を仮定して当てはめて、それを全体の電源構成の中に示していくというふうなこととしてはどうかというご提案でございます。

それから、(4)は取引所取引でございます。これも正確な仕分けは非常に難しく、その他というふうにするしかないのかなというご提案もしておりますけれども、例えば原子力が含まれ得るといったようなことを説明をさせるとか、あるいは取引所のほうで取引される電源構成の情報を何らかまとめて開示をして、それを使うといったようなことも検討するということがあるのではないかといたようなことをご提案をしております。

33ページでございますけれども、33ページではどの程度の細かさで示すべきかということで、左のような分け方を基本としまして、あとどこまで細分化するかは事業者の判断ということにしてはどうかというふうに考えておりますけれども、恐らく多くの新電力の方の場合には、この図にありますように、半分前後が分類不能なその他の電気になる可能性がありますので、消費者の方々がこういった開示が求めるものなのか、あるいはもっと違う情報なのかといった、これは義務化をする場合に限らず、任意に表示をする場合もそうですけれども、一体こういった表示が求められるものなのかということも少し論点になってくるのかなと。実際にやろうとすると、かなりこういったものになってしまう可能性もありますので、そういったことも少し考慮する必要があるかなと思っております。

34ページでは、開示した情報と実績が違った場合はどうするかということでございまして、少なくとも明らかに調達可能な量を超えて販売するような場合は、不適切な場合であろうと。

それから、35ページから38ページはかなり細かくなってまいりますけれども、送配電会社からインバランス供給を受けた分というのは、それは一体、電源の内訳にどういうふうに反映するのかというようなこと、特に発電側のインバランスというのは送配電事業者が調達した調整電源の比率で当てはめていくのか、あるいはそれはもとの発電事業者の電源というふうに扱うのかといったことも少し論点になってくるかと思えます。

ちょっと細かい話が続いて恐縮ですけれども、40ページ、41ページは、CO₂を私の電気のCO₂はこうでございますという表示を説明をして販売する場合についてでございます、これは温暖化対策法のCO₂の算出方法に準拠したもので表示をしていくべきではないかということでございますが、ただ、温対法と異なりまして、やはり私の販売する電気はこういうCO₂でございますと言って売るからには、去年の実績がこうでしたということではなくて、その年の排出係数というものを何らか出して使わないと、ちょっと正しくないのではないかなというようなこと。

それから、42ページと43ページでは、これは地産地消メニューというようなものをつくる場合に、留意点といいますか、それは一定の地理的範囲の中で、技術的には本当に地産地消かというのは、電気はまざりますけれども、契約としてどこの発電所という、そのどこというのが同じ地理的範囲であれば地産地消と言えるのではないかなというようなことをまとめております。

それから、45ページからは、小売の営業に関してさまざまガイドライン化すべき事項についてまとめております。

46ページは、今後策定予定のガイドラインあるいは現在あるガイドラインについてまとめておりました、今回ご提案する事項をどのガイドラインに実際に書き込んでいくのかということは、少しこれは役所の整理にお任せいただければというふうに考えておりますけれども、ガイドライ

ンに盛り込むべき内容を47ページから49ページまでに記載をしております。

47ページ、(1)では、料金の算出方法を定めないことを問題のある行為というふうに位置づけるご提案、それからご家庭など低圧向けに定型的なメニューをつくる場合には、これは標準メニューとして、新電力も含めて全ての小売電気事業者に対して、こういう定型的なメニューはつくるのであれば、標準メニューとして公表することを望ましい行為として位置づけること、それから(2)でございますが、小売事業者が停電時の消費者対応をきちんと行うべきこと、それから48ページ、(3)では、当社は停電しにくいといった、誤解を招く行動は問題ではないかということ、(4)で、解約時の本人確認を適切に行うこと、(5)、契約を解除する場合には、これはこのワーキンググループでもご議論をいただきました、事前の通知あるいは最終保障の案内をするといったようなこと、それから(6)は、先ほどご説明いたしました、名義変更などで小売の規制を実質的に逃れること、それから49ページにまいりまして、(7)ですが、不当な解約制限、(8)で競争相手を退出させるための不当な安値での販売、(9)では、送配電会社に対して自分を有利に扱うようにそそのかすといったようなことを、問題のある行為ということで位置づけてはどうかということをご提案をしております。

長くなりましたが、小売の自由化の関係は以上でございます。

次に、資料6-3をごらんいただければと思います。こちらは発電設備の設置に伴い、電源線の先の系統がネットワーク側の増強が必要になった場合の費用負担のルールなどについてでございます。

本年1月のワーキンググループにおきまして、ガイドラインを策定してはどうかというご提案をいたしました。1ページから3ページまで、前回のワーキンググループでお示ししたことの紹介を基本としてまとめております。ここでは費用負担については、受益者負担の考え方を基本とすること、それから、パッチワーク的に増強を行うのではなく、ネットワーク全体の系統安定性などの観点から効率的な設備形成のあり方を検討することが重要であるということを示しております。

4ページが本日のご提案の要点となっております。4ページでございます。ネットワーク側の増強が必要になった場合に、それが基幹系統であれば、増強による裨益は、需要家や他の系統利用者などエリアの広範囲に及び、特定の者の受益を判断することが困難であるということから、これは原則、一般負担にしてはどうかというご提案です。他方で、こうした基幹系統以外の増強の場合の費用負担は、これは系統の多重化などによるネットワーク側の受益がある一方で、発電設備の設置者の連携のためにも整備されるという側面もあることから、受益と負担の割合を丁寧に取り扱う必要性が高いので、一般負担と特定負担の負担の割合を個別に算定してはどうかとい

うこととさせていただきます。

4ページのa、b、cというふうに真ん中のあたりで書いてある部分でございますけれども、例えばもともと設備の更新が必要だったというところでその増強が発生したという場合には、もともと更新するようにはずであった部分は一般負担とすべきではないかと。それから、増強によりまして別の場所の設備がスリム化できるような場合には、こうしたネットワーク側のメリットも一般負担分とすべきではないかと。また、増強によって供給支障が起きにくくなる場合にも、その分のメリットは一般負担とすべきではないかといった考え方で、一般負担分と特定負担分の割合を算出してはどうかとしております。

また、この2ポツのところ、接続する発電設備の規模に照らして送配電投資が著しく大きくなるような、つまり費用対効果が極めて悪い場合には特定負担を求めることとしまして、その基準の線引きは電力広域的運営推進機関が定めるということにしてはどうかということとしております。

それから、エリアを超えて活用することが見込まれる電源によって連系線の増強が必要となった場合には、これは基本的には現行の事業者間精算により発電設備の設置地域の一般電気事業者は必要なコストを回収していると、こういうふうに言えるのではないかとこのようにしております。

今申しあげましたことを詳細に記しましたのが資料のこの後の5ページから18ページ目まででございます、今のご説明の詳細を記しております。

ご説明は省略をさせていただきまして、19ページをごらんいただければと思います。19ページでは、広域機関による検討や検証が必要であろうと。この負担割合をどういうふうにしていくのかということには、広域機関による検討や検証が必要だということ、それから20ページでは、発電設備の設置者の予見可能性を担保するためには、特別高圧以上の系統については空き容量の公開が必要であり、このような情報を公開している場合に特定負担を求めることができるようにするために、必要な対応、一般電気事業者の方をお願いをするということ。

それから、21ページから24ページでは、発電設備のリプレースの場合にも、これを既得権とはせず、増強の費用負担を公平に求めていくべきではないかというご提案でございます。

また、25ページですが、発電設備をこれは譲渡する場合にも、リプレースと同様に、増強が必要な場合の費用負担を改めて求めていくべきかどうかということの論点でございます。

26ページでは、本件をガイドラインとして公表した以降の接続申し込み案件について、本日もご提案のルールを適用してはどうかというご提案でございます。

資料6-3は以上でございます。

それから、続きまして資料6-4、卸市場のモニタリング報告でございます。

資料6-4の2ページをごらんください。これまでこのワーキンググループにおきましてモニタリングを何度か行ってまいりましたけれども、今後、新たに電力・ガス取引監視等委員会というものが発足をいたしまして、モニタリングはこの委員会が行うということになります。この委員会がおおむね3カ月ごとにモニタリングとその結果の公表を行ってはどうかといったことをご提案をしております。

また、今回のモニタリングにつきましては、そのポイントをおめぐりいただきまして4ページのところにまとめております。今回のモニタリングでございますけれども、スポット市場の入札や約定、前年同時期比の大体1.2倍、それから、この取引所取引のシェアは我が国全体の販売電力のうちのおよそ1.5%というのが今回のデータでございます。

5ページ以降で、こうした各種のデータをご紹介しますけれども、ご説明は省略させていただきます。幾つかかいつまんでご紹介いたしますと、27ページ、電力先物市場の創設に向けた検討というのをしております。その検討状況をご紹介します。

33ページでは、電源開発株式会社の電源の切り出しでございます。進展がございましたのは、中国電力が新たに切り出しを実施しましたということ、それから、沖縄電力でも来年4月、この全面自由化のタイミングで1万キロの切り出しを予定しているというような進展がございます。

43ページ、新電力の電気の調達に常時バックアップから取引所に移行しているという直近の傾向をご紹介します。

45ページで、自由化部門における新電力のシェア、6%を超えるぐらいの水準に来ております。

46ページ、部分供給が全国で1万件を超えるという実績となっております。

今回、こうした形で基本的にはデータのご紹介ということでございますけれども、次回は市場の活性化度合いの評価あるいは今後の論点などをまたもう少しお示ししてご議論をいただけるようにしたいというふうに考えております。

資料6-4は以上でございます。

最後に、資料6-5でございます。小売全面自由化に向けた検証の進め方でございます。

1ページでございますように、今回の一連の電力システム改革は、各段階で検証を行いながら進めていくということが2年前の第1弾の改正電気事業法のプログラム規定でも定められておりましたけれども、2ページにまいりまして、今回成立をいたしました第3弾の法律でも、附則において検証規定というものが盛り込まれてまして、改革の各段階で検証を行うこと、具体的には、この2ページの下に図でお示しをしましたように、第2弾の自由化の施行前、それから第3弾の施行前、それから第3弾の施行後5年以内と、こういう3つのタイミングでそれぞれ検証を行う

べきということが定められまして、どういう項目について検証するのかということが法律に明記をされておりまして、それは具体的には、法施行の状況、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準、その他の電気事業を取り巻く状況について検証を行うということにされておりまして。

今回は第2弾、すなわち来年4月の全面自由化を実施するに当たりましての課題を検証しようということでありまして、3ページ目におきまして検証項目の例を想定される検証項目ということで挙げさせていただきました。ここで掲げました各項目、例えば改革と整合性をとって進める必要のある政策措置の検討、あるいは連系線などインフラ整備の状況、自由化に向けた各種のルールの整備状況、各社のシステム対応の状況などを検証項目としてはどうかというご提案でございます。

大変長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、「30分電力量提供に係るシステム検討」報告ということで、資料5のご説明を梅嶋オブザーバーからよろしく願いいたします。

○梅嶋オブザーバー

私のほうから資料5につきましてご報告をさせていただきます。

ページ、2ページでございますけれども、これまでの経緯でございます。昨年の10月に小売・送配電情報連携に関する技術検討部会ということが設置されまして、それに従いまして、それ以降、30分電力量を60分以内に提供するための方法ということを検討し、行ってまいりました。本年の2月に、ここにメンバー書かれておりますけれども、稲垣先生、私、そして早稲田大学、石井先生を含めまして第三者の委員会を設置しまして、28年4月時点において確実に30分電力量が60分以内で情報連携可能であるかどうかということに関して、また、将来の機器の処理能力向上等により、さらなる高速処理が可能であるか、また拡張性のあるシステム設計となっているか、社会全体の費用負担を抑制する観点から、コストがむやみに増大していないかということに関しまして検討を行ってまいりました。

裏のページにいただいていただきまして、3ページ目が活動状況でございます。集中検討するということで、2月上旬に一般電気事業者各社への調査内容の伝達を行いまして、3月9日、10日、各社から資料提出を終えました。資料提出に関しましては、私が個人的にNDAを各社と結ばせていただいて、かなり限定した範囲内で資料を提出していただいたという状況でございます。ヒアリングを実施しまして、4月、5月、6月と検討を加えまして、本日の報告ということになり

ます。

報告の概要のまとめでございますけれども、4ページでございます。論点といたしましては、高速連携を実施する、具体的に言いますと、30分値が60分以内の遅延でしっかりと電力小売の皆様のところへ届くと、送配電事業者から電力小売へ届くということでの高速連携でございますけれども、機能配置に関しましては、品質を維持する上での重要なポイントは、HESと書きましてけれども、具体的に言うと、スマートメーターとMDMS間の通信でございます。その部分と公開サーバーから、公開サーバー部分が重要であるということ特定いたしました。その検証を行いましたけれども、28年4月運転開始のスケジュールを考えますと、現在の施策は妥当な施策であるということ報告させていただきたいというふうに思っております。

2番目の論点といたしましては、どのような技術仕様、そしてアーキテクチャーとしているのかということに関して検討を行いました。これに関しまして、28年4月運転開始のスケジュールを考えますと、妥当な施策であると評価することができます。

③、30分値を60分以内で伝送可能であるかと。まさにここが一番大事なところでございますけれども、1つ留意点がございます。現行方式でも伝送可能と考えられますけれども、高圧大口と比較しましてデータ転送量は非常に大型化するということを予測されます。それにつきましては、送配電事業者と小売間を結ぶネットワークの品質向上への配慮が必要であるというような報告をさせていただきたいと思っております。

④、開発コストがむやみに過大となっていないかという部分でございますけれども、30分電力量提供にかかわるシステムに関しまして、アーキテクチャーのほうから判断しますと、特別な高コストとなる仕様は確認できませんでしたけれども、今後必要となる実装コスト、28年4月に向けて実装がかなり詰まってまいりますので、そういうところのような実装コストとかが課題にならないよう、引き続きモニターすることが望ましいと。

以上、4点をもってしまして、こちらのほうの広域的運営推進機関設立準備組合のほうに設置されました30分電力量に係るシステム検討部会の報告とさせていただきたいというふうに思います。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから委員の皆様にご発言をいただきたいと思っております。いつものように名札を立てていただきたいと思っておりますが、関連のご質問、ご発言がある場合には挙手をしていただければ、ご指名したいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、時間のほうは8時半までを予定しておりますが、恐らく延長になるんじゃないかと

いうふうに思いますが、30分程度延長させていただくかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ご自由にご発言をお願ひしたいと思ひます。それでは、稲垣委員からまず。

○稲垣委員

30分程度延長ということでは伺ひましたので、それとのかけ合ひではないんですが、この「30分電力量提供に係るシステム検討」報告書で梅嶋先生にちょっと教えていただきたいんですけども、資料5でございます。私も加わったのですが、きょうの報告を受けて、一番最後のスライド4ページ目なんですが、①、②ですが、28年4月運転開始のスケジュールを考えるとという条件がついているんですけども、この経緯なんですけれども、本来ここでこの部会に預けたのは、こうした前提は暗黙のうちにあるわけですが、最終的には④に、国民に負担をむやみにかけないという観点から、最適化ということがベースにあって、本来こういうこと、何をすべきかというのがあって、ただ、今回の法施行の関係でこの期間を重視しなければいけないということで、暫定的なシステムに対する評価をするというプロセスで評価がなされたというふうに私は理解しているんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

○横山座長

それでは、梅嶋先生、お願ひいたします。

○梅嶋オブザーバー

技術的に考えますと、小売会社もかなり数がたくさんございますので、ハブ方式と言われているような、1カ所からデータをとっていただくような方式があるというのは、技術的には存在します。しかしながら、今回、28年4月を開始と考えると、現行、既存で進めているシステムになるべく沿った形で検討していかないと間に合わないということで、このような表記をさせていただいているという感じでございます。

○横山座長

どうぞ。

○稲垣委員

そうすると、そのハブ方式、確かに議論したんですが、間に合わないということで消されたわけですけども、今後の検討、つまり、例えば今後の実装の問題とかいろいろ出ていますけれども、今後の検討というのが必要というふうにお考えでしょうか。

○横山座長

どうぞ。

○梅嶋オブザーバー

私個人の見解になりますけれども、現在、さまざまなスマートメーター周りのセキュリティーも問題になっておりますので、そのようなハブ方式の検討も常に並行して行っていくことがよいのではないかというような認識を持っています。

○横山座長

どうぞ。

○稲垣委員

次、④なんですけれども、先生は「高コストとなる仕様とは確認できないが」とおっしゃっているんですけども、これは要するに、確認するに足りる十分な資料が与えられたんですけども、そう確認できるとは言えないと評価できると、こういうことなのか、この確認のために十分な資料は残念ながら与えられなかったと、いろいろな時間的な制約の中で。そのためにこの確認ができないという意味なのか、あるいはほかの内容かもしれませんが、そのあたりどうなんですか。

○横山座長

梅嶋先生、お願いします。

○梅嶋オブザーバー

私が電力会社、今、稲垣先生、お話がありましたけれども、2点あると思っております、私がいただいた資料というのは、アーキテクチャーを判断する資料でございましたので、開発コストというのはアーキテクチャーにより決まるものと、もう一つは実際に実装により決まるものが2つございまして、後者の部分のデータは私は入手しておりませんでしたので、その判断が確実にはできないという部分でございますと。

2つ目は、時間的な制約という部分に関しますと、今回、NDAを結ばせていただいて、私からの報告でも申し上げましたけれども、かなり限定してやりましたので、十分な体制の中でできたかと申し上げますと、私ができる範囲の中でやりましたというベストエフォートでの回答ということになります。

○稲垣委員

これでこの件に関する最後にしますけれども、私も委員として参加させていただきましたけれども、大変に梅嶋先生はご苦労になりました。最初想定した段階では、一定の情報が確実に出てきて、それを評価できる状態で梅嶋先生にご評価いただくという構成だったわけなんですけれども、実際にふたをあけてみると、資料の収集から梅嶋先生に非常に力を尽くしていただかなければできない状態だったということで、妨害されているんじゃないかというぐらい——いや、笑わないでください。まじめに、そういう状況があったということはここで、私はここから部会に出て

いますので、皆さんにご報告しなければならないと思います。

そういうことで、しかもきょうの報告は私は初めてまとめは聞きましたけれども、やはり実装を含めて最適化、つまり国民に余計な負担をかけないというのはすごく大事なことだと思うんですね。それが十分検討されてないとなれば、ハブ方式も含めて今後もきちっと検討していく必要があると思うので、例えば先生を中心とするなり、構成はわかりませんが、検討部会を広域機関なり——準備組合って書いてあるけれども、広域機関ですね、もう。広域機関の中に常設するというふうな必要があるんじゃないかと思いますけれども、仮にそういうふうな提案をしたら、先生はそういう提案についてどういうふうにお考えになりますか。

○梅嶋オブザーバー

この④のところに書きましたけれども、引き続きモニターすることが望ましいということを書かせていただいた責任においては、常設すべきだというふうに思っております。

○横山座長

よろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

それでは、祓川オブザーバーからお願いいたします。

○祓川オブザーバー

ありがとうございます。

まず、資料6-2でございますけれども、ページ、21ページのほうに電源構成開示の義務化というところがございます。基本的には、さまざまなご意見があるというふうに思うんでございますけれども、やはり消費者の利益の向上という観点からいたしますと、電源構成は公開されていくべきものではないかと。我々が一般的に物を買うときには、例えば原産国、原産地はどこで、その商品はどのような構成になっているかというものを確認してから商品を購入しているということであれば、電気も同じような方向で考えるというのが妥当性があるのではないかとこのように思っています。

ただ、現実問題として、今すぐの電気がどうなっているのかとかいうのはなかなか大変なことだと思います。海外では昨年度実績というふうなお話もあるので、可能であれば、今年度計画というようにあると思うんですが、昨年度実績をベースに、ページ33で記載されている公表の図がございますけれども、そこをベースとし、可能な範囲で開示していくと。できれば義務化がよろしいかと思うんですが、さまざまなご意見もあると思いますので、ガイドライン、ルール化を引き続き検討していただくというのがよろしいのではないかなというふうに考えております。

続きまして、資料6-3でございますが、ページ4に費用負担の考え方を事務局でまとめたいただいています。これにつきましては、基本的に賛成でございます。ドイツやフランスなどでも、

基幹系統の増強費用については基本的に一般負担となっているというふうに認識しておりまして、我が国でもそのような形に変更していくというのは必要ではないかというふうに考えております。

ただ、そういう中において、やはり公平性とかいろんな問題があると思うんですけども、ちょっと私、最近の例はよくわからないんですけども、過去においては、例えば火力発電を設置すると、I P Pが設置した場合、風力とか太陽光の場合は電源線は特定負担として実際に発電事業者が負担するという形になっているんですけども、そのようなI P Pの場合は電力会社さんが電源線を負担していただいているというふうに、過去はそうだったのかなというふうに思っています。現在そうなっているのかどうかはわからないんですけども、そうであるとする、そこに一つの公平性があるのかどうか、もしそういう事実があるのであれば、今後も引き続き検討していただくというのがよろしいのかなというふうに考えております。

同じく資料6-3でございますけれども、ページ21のほうに既設発電設備のリプレースとのイコールフィッティングについてということで記載されてございます。基本的には事務局がおつくりになった考え方が妥当であり、この方向でまとめていただけるというのがよろしいのかなというふうに考えております。ただ、この中で、やはり規模感という問題がございまして、このペーパーを見ますと、10万キロワット以上が廃止計画を公表するというようになっております。規模的には10万キロワット、妥当なところだというふうに私どもは理解しておりますけれども、例えば、太陽光発電のご家庭の太陽光発電だとか、あるいは自治体が設置されている風力発電とか、小規模なものについては今までのとおりリプレースしていけるというようなことでよろしいのかなというふうに認識しております。

ただ、この公平の負担という問題があるんですけども、例えば系統を増強していくという場合において、無尽蔵に系統は増強できないということがあるのかなというふうに思います。すなわち、系統の増強には一定の上限が必ず出てくると。その場合の取り扱いはどうなるのかということで、例えば仮に最大10万キロワットしか上限できないといった場合に、火力や地熱さんや風力や太陽光とかいろんな電源が応募した場合に、どうやってその上限の中でさばくかという問題が出てくると思います。そうすると、優先接続のルールでさばくのかというようなことが今後検討される必要があるのかなというふうには思っております。

それから、例えば風力でもいいです、太陽光でもいいですけれども、同じもので競い合った場合どうするのかと。やはり全部を受け入れないというような話が出てきた場合には、既存の事業者が優先されるのか、あるいはF I T価格も今後変わっていくような時代が来るとは思いますが、その場合には価格の安いところから決めていくのかとか、そういうような今後の検討というものが必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、池田オブザーバーからお願いいたします。

○池田オブザーバー

自家懇の池田です。よろしく申し上げます。自家懇からは3点ほど発言させていただきたいと思っております。

1つ目は、資料6-2の18ページ目です。費用補填を受けたFIT電気について、再エネであることを付加価値として訴求し、販売することについてです。再エネ電源につきましては、FIT制度ができる以前からのものとFIT制度ができて以後のものがあります。後者につきましては、交付金の費用補填を受けているため、付加価値を与えて販売することは不適切であり、認めるべきではないということで、既に第9回の制度設計ワーキングで結論が出ているかと思っております。FIT制度ができる以前からの水力、地熱、風力などの費用補填を受けていない再エネ電源につきましては、制度上、不利益がないように配慮をすべきと考えております。

2つ目ですけれども、同じ資料6-2の26ページ目になりますけれども、電源構成開示の義務化についてです。祓川先生と同じ項目になりますけれども、自家懇の場合は、ご存じのとおり、製品製造のための自家消費電力がメインでして、余剰電力が売電用となります。発電規模も小さく、わずかな余剰電力を売り電向けとする事業者もありますし、また、化石燃料、バイオマス燃料などの購入燃料のほか、生産工程から発生する副生ガスや黒液などを有効利用して発電するなど、多様な電源構成となっております。余剰電力分に対して電源構成の仕分けを義務化することは、ある程度の想定やみなしが入るものと考えます。海外では電源構成の開示が義務化されている事例もありますけれども、前年の実績を開示しております。計画値では信憑性に疑問が残りますし、瞬時値は技術的に不可能かと思っております。したがって、開示につきましては、前年実績になろうかと思われまますし、また、全面義務化ではなくて、対応可能な発電事業者に限定すべきではないかと考えております。

3つ目ですけれども、資料6-3の22ページ目になります。既設発電設備のリプレースとのイコールディングについてです。ルール案におきましては、逆潮流の最大電力が10万キロワット以上となっております。イコールディングの考え方につきましては承知するところでありますが、発電所によりましてはボイラーも多数、タービンも多数ありますので、その場合の運用はどうするのか、これは今後の検討が必要かと存じます。10万キロワットという閾値とあわせて今後ご検討をお願いしたいと思います。

以上、ご検討いただけると幸いです。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして松村委員ですね、よろしくお願いします。

○松村委員

まず、資料6-2です。スライド8、9のところ、この例の説明を受けると、いかにも危ないことをしているように見えて、これを取り締まるのは当然だと見えるかもしれませんが、私はもともとこのような議論が出てきたのは、いわゆるホワイトラベルというようなビジネスをやりたいというニーズがあるからだと思います。私はそのビジネスモデル自体は否定すべきでないと思います。

小売事業者が考えているホワイトラベルと私のホワイトラベルの理解が違うのかもしれませんが、私の理解では、例えば家電量販店のようなところ、仮にAカメラとしていたとすると、Aカメラが電気を売りたいと思っているとします。自社のブランドで、しかも自社の料金体系で売りたい。しかし、自分はエンジニアリング周りとか、電気工学的なところまで事業を広げる気はないので、やれ30分同時同量だとか、つまりインバランスだとか、あるいは供給力確保義務だとかを言われても対応はできない。そうすると、小売にはそういう義務を課すルールになっているわけだから、小売登録を躊躇する。こういう事情が仮にあったとしても、仮にこれを委託で対応する。30分同時同量については、balancingグループを組めば自然にできることですから、対応しようと思えばすぐできるかもしれません。供給力確保義務に関しても、ここの図で出てくる、A電力が小売をやることになっているわけですから、A電力が供給力を確保するというビジネスモデルのはず。だったらA電力に供給力確保義務も全部委託する。Aカメラのお客さんの分も、それからA電力が自分で小売しているお客さんの全部も合わせた、この需要に対する供給力をちゃんとA電力が確保するという格好にし、Aカメラは、そのような会社にちゃんと委託して、そのA電力がちゃんと供給力を確保しているということがなかったとすれば、それは供給力確保義務というのを満たしてはいないけれど、それは全部お任せという格好のものが仮に認められるとすれば、小売登録し、自社のブランドで供給し、自社で料金体系をつくり、A電力からは卸供給を受けるという格好で、自然に事業が展開できるようになる、有望なビジネスモデルをつぶさずに済むと思います。

例えば通信で、AカメラがF T T Hで、N T T東西の代理店になって販売をする形のビジネスも可能かもしれないけれども、光卸を受けて自社のブランドで販売するというのも可能になった。後者のようなビジネスモデルが私はおかしいとは到底思えないので、このようなことはちゃ

んとできることは重要。実質的に、スライド8あるいは9でやりたいと言っていた人のビジネスも、委託ができれば脱法的な未登録という手段を使わなくてもできるようになるのではないかと。そこでちゃんと小売登録し、したがって、消費者保護という観点では責任を負う。消費者から料金をもらったのに、A電力に卸料金として払わない結果として消費者に迷惑をかけるなどというようなことがあれば、当然、登録の取り消しということになると思いますが、そういう義務を免れたいと思っておかしなことをしようとしている事業者は退出願うというのはいいと思うが、この程度のことはできてしかるべき。

当然、委託ができるということをお場ではっきり言っていただいて、そのときにA電力にお任せというだけではだめ。もっと細かいことを見ますと、そういううざいことを言い出すと、きっとこのビジネスモデルを念頭に置いて登録する人がいなくなると思いますから、そんなことはありませんと、はっきり言ってもらうことが重要。ただし、当局はA電力のところをかなりちゃんと見る。いかげんなところに委託していたら、それで取り消しということになり得ますということをはっきりさせれば、この問題はかなりの程度、解決するのではないかと思います。委託で十分対応できる。その場合には当然、A電力のところはきちんと見ることにはなりますが、そのような形は当然に可能ですと一言言っていただければ、そのようなビジネスモデルも道を閉ざすことなく。実際にやるかどうかわかりませんが、道を閉ざすことがないと思います。ぜひその発言をお願いします。

次、メニューに関してです。恐らくここにいる人のどの意見よりもきっと過激な意見で、非難の集中砲火を浴びると思いますが、私はこのメニューに対してとても懐疑的です。事務局案では緩すぎるのではないかと考えています。仮に排出係数0.3の電源と0.7の電源があったとして、仮にその2種類の電源しかなかったとします。温対法、あるいは自主行動計画、あるいはもっときつい規制かもしれませんが、排出係数は0.5以下という規制がかかったとします。そうすると、この規制、0.5を守るためには、2種類しか電源がなければ、0.3のものを半分、0.7のものを半分が限界。0.7のほうがコストは低かったとしても、この電源からの電気の比率を50%以上にはできないという状況にあったとします。

このときに、平均では0.5の排出係数だけれども、あなたのメニューとして、排出係数0.3の電気を売ります。こういうメニューをつくったとして、通常なら10円の料金のもので、コスト高の低炭素のものなので11円払ってくださいと、こういう格好で消費者が喜んで買ったとしますね。そうすると、自然体でも規制がかかっていて0.5にしなきゃいけないから、半分はどのみち0.3の低炭素電源にしなければいけないわけで、半分以上のお客さんがそっちのメニューを買ってくれば電源構成は変わるけれども、仮に4割のお客さんが買ったとしても、そのままだったらどの

みち自然体でそうせざるを得ないという内数で対応できることになるので、その結果として、その行動、そのメニューで消費者が買ってくれたという行動があろうとなかろうと、その小売事業者の行動は変わらないし、炭素の排出量も全然減らないわけです。ところが、消費者はどのような期待でこのメニューで買っているかという、低炭素に資すると思っっているから。平均の排出係数は0.5で、この電源は0.3。だから消費者は低炭素化に資すると思っっているわけですね。でも、実際には全然低炭素に資することはない。こんなことになったら、それはもうほとんど詐欺じゃないか。

ここの事務局案だと、私の読み方が間違っていたら指摘してほしいのですが、その場合には50%までは0.3の低炭素電源という格好のメニューで売れるみたいに読める。それでは幾ら何でも緩過ぎるし、それは消費者にとってほとんど詐欺じゃないかと思います。ただ、ここで消費者に低炭素メニューです、0.3の排出係数ですと言ったものを除いて、それで例えばこのメニューで10売って、全体で100売っていたとすると、残り90のところでは排出係数0.5を満たすようにする。こういうことをすれば、つまり環境価値、低炭素だという環境価値も全部消費者に帰属させて、残りの部分で自主行動計画を守るということをしたとすると、それはこの低炭素メニューで買ってくれたことによって確実に低炭素に結びつくことになる。こういう格好であればそのメニューで売ることの意味はあると思いますが、そうではなくて、他の規制で当然にやらなければいけない量まで低炭素メニューという格好で売れるなどというようなことがあったら、もうこれはほとんど詐欺。こんなことを許容していいのか。

今後の制度設計、環境政策がまだ見えてない段階で言うのはとても難しい。妙な環境政策ではなく炭素税でシンプルに対応していればこういう問題は発生しないわけですが、仮にそういう格好で排出係数の規制だとかが入ったとすると、そういうメニューで売ったものは、そういう類いの規制の分を外して、それ以外でちゃんと守るようなことをきちんとルールとして定めた上で、このようなメニューを売るなら意味があると思いますが、そうでなければ、消費者は低炭素に資すると思っっているけれど、実際にはほとんど役に立っていなかったなどということになったら、余りにもひどい。ここまで緩い格好でメニューを認めてもいいのか。

FITに関しては、この問題がもっとひどい形で出てくる。FITは基本的に買取義務があるわけですから、その小売事業者が買わなかったって、もし買わなければ、その分、別の事業者が必ず買っているはず。FIT対応の電源がどれぐらい増えるのかというのは、その小売事業者が買っているか買っていないかということと直接は関係ないはず。それなのにFIT対応電源のものですと言っってそのようなメニューで売るといっるのは、詐欺的な要素がもっと激しく出てくる。これは当然に許すべきではない。それ以外のものに関しても、あんまり安直に認めてはいけなっと思

います。

重要な点なのでしつこく繰り返しますが、低炭素あるいは本当に自社でやった再生可能エネルギーでメニューをつくる時に、他の規制に関しては、その分は除く。消費者に全部、環境価値も帰属させる覚悟で売っているメニューであれば、意味があると思いますが、そうでなかったとするならば、それは本当に低炭素あるいは再生可能エネルギーを求めている消費者の期待に沿うようなものになっているのか、きちんと考える必要があると思います。

これと逆のことを言うようですが、例えば太陽光の例が先ほど事務局の説明で出てきました。例えば太陽光、F I T対応でない太陽光を自社でやる。この太陽光メニューで買ってくれた人の消費量に対応する量を発電する太陽光をF I Tの枠外で調達する、太陽光発電投資を増やすことをコミットしている事業者が、太陽光発電メニューとして売るのは問題ないのではないか。それは夜に消費者が消費しているときは太陽光由来ではないという、しょうもない理由でそのようなメニューを排除する必要はない。消費者の消費量とその電源からの調達量の関係がはっきりしていて、それに嘘や誤解がなければ問題ない。環境価値だとかも全部消費者に帰属させる形にして、このメニューで買ってくれるお客さんが増えれば必然的に私は投資を増やすということをコミットしているメニューだとすれば、それは太陽光は夜、発電しないからおかしいなどと目くじらを立てる必要はないと思います。

さらに、地産地消ですが、地産地消も推進すべきことで、それをメニューに組み込むのは望ましいことだと思うのですが、これも事務局案は緩すぎます。事務局案で出てきている禁止するというのは、例えば関東地方だとか東北地方だとかを単位にするのは地産地消ではないと明確に言っていて、それは正しいと思うので、その限りではいいと思うのですが、例えば都道府県単位でもいいのか。そんなことを言ったら、福井県だとか青森県だとかあるいは茨城県だとかのような電源地帯の県であれば、ほぼ必然的に地産地消ということになってしまう。それが本当に消費者の求めている地産地消なのでしょうか。むしろ、基幹送電線にほとんど電気を流す必要のないような範囲で、本当に地産地消しているようなブランドを大切に育てるべきなのではないか。したがって、安直に地産地消というようなメニューというのをつくるのではなく、本当に地産地消に対応していると思われるようなものに関して認めるということが、本来正しいと私は思います。

次、電源構成の義務化に関してです。私は以前の圓尾委員の意見と同じです。圓尾委員から後ほど発言があるかと思いますが、同じです。万が一なければ、ありは私の予想と全く違えば後ほど再度発言します。ただ、仮に、もし義務化するとすれば、義務化というのは相当に重いものなので、実績値にすべきです。計画だとか見通しだとかだとすると、「計画はこうでした、でも実際に実現したものは計画と大きく違いました」などというようなことが繰り返されるかもしれな

い。でも、計画だから仕方がないという側面と、でも、そんないいかげんなことを認めてもいいのかという議論が当然出てくると思います。計画のような類いものは自主的な開示に任せて、仮にどんな厳しい規制を課すとしても、義務化するのであれば、実績が正しいと思います。

次、同じく資料6-2の45のスライドに、停電に対する問い合わせというのが小売事業者の義務になっていますが、これは自然な発想ではあると思いますが、別の発想もあり得ます。つまり、停電のかなりの割合は、配電系統、あるいは頻度は非常に少ないですが、基幹の送電系統のトラブルという可能性もあり、送配電事業者に第一義的に問い合わせるというのだから、そんな無茶なことじゃない。つまり、小売事業者の責任によって停電が起こっている可能性は絶対はないとは言わないのですけれども、あんまりありそうな気はしない。これは送配電事業者に問い合わせるといようなことをしたとしても、そんなにおかしくないのではないか。これは自明に当然、小売事業者の責務だと考えるかどうかは議論の余地があると思います。

次、資料6-3です。基幹送電線という言葉で議論されていますが、確認させてください。もしイエスなら答えは不要です。連系線は当然、基幹送電線の中に入っているのですよね。イエスであれば返答不要ですが、ノーであれば説明をお願いします。

それから、次に、リプレースメントのコストの部分是一般負担だとかの議論に関してです。実際には法定耐用年数を超えて使われるということがあるので、法定耐用年数がまだ来ていないものに関するある種の残存価値を本当に法定耐用年数でやってもいいのかということは、議論の余地はあると思います。

ただ一方で、法定耐用年数を超えてどれだけ使うのかというのは、客観的な指標があるのか。実際に海岸沿いのものであれば、本当に法定耐用年数で更新すべきということもあるでしょうし、内陸のほうだったらもっと長くもつということも当然ある。実際にルールを決めるのはとても難しいと思います。これは一般電気事業者が全て決めて、送配電事業者が全て決めて、勝手にアウンスするなどということをする、今までの例から見ても、とんでもなく恣意的なことをやってきたという事実、少なくともそこにお座りの2人の方は身に覚えがあると思いますが、そういうことだってあったわけで、それでは他の人の理解を得られないから法定耐用年数でやるというのも、ある種の合理性はあると思います。一方大切な送電線をより効率的に使うために、もう少しいいアイデアがないのか。特に送配電事業者のほうからの提案があれば、この後、真摯に考えるべきだと思います。

次、発電所のリプレースメントに関してのここの提案、既得権益というのを認めないのは、正しいやり方だと思います。ただ、このやり方を一つ間違えると、リプレースメントすると既得権益が取り上げられるので古い発電所をいつまでも使っていたほうがいいのかという、こういうイ

ンセンティブを与えることになるはず。それはそもそもリプレースメントしなければファーストカム・ファーストサーブドで既得権益が保護されるという、この構造がむしろおかしい。ファーストカム・ファーストサーブドという今までの非常に非効率的で不公正なやり方を、今すぐ変えるのは難しいですが、数年のオーダーではちゃんと変えるという覚悟がないと、様々な歪みが発生しとても危険。その点近い将来の課題としてぜひお願いします。

今回の提案でも、ファーストカム・ファーストサーブドという既得権益を前提とした議論になっているし、これは今すぐ変えられないことを前提とすればやむを得ない。今のルールですぐにやれるものとして、ここに書かれているものは全て改善だと思うので全面的に支持しますが、ファーストカム・ファーストサーブドという発想は、先着優先の発想は、数年のうちに当然に解消されるべきだと思っているので、この点の改革は、今回の対応で不要になったと決して思わないようにお願いします。

次、資料6-4です。

スライド33の切り出しのところ、中国電力、切り出しにご協力いただき、あるいは沖縄電力、ご協力いただき、ありがとうございました。自由化に間に合うタイミングでこう出していただいたというのは高く評価すべきだと思います。これからこういう資料を出すときには、今協議中のものだけでなく、協議がまとまって出したというものも一緒にぜひとも出していただきたい。ということなのかというと、早いタイミングで切り出してくれたところは、それなりにちゃんと評価すると。同じ量であったとしても、後から出したというところに関しては、それなりに厳しい目で見るといえることが必要だと思いますので、まだ出していないところだけでなく、既にやったところを評価するというのも必要かと思えます。

次、スライド43ですが、常時バックアップが減って取引所取引に移行してきたというのは大変望ましいことだと思いますが、しかし、ベース電源が足りないというのはまだ全く改善されていないという状況だと思いますので、このスライドがもうそろそろ常時バックアップやめてもいいという議論のための頭出しだとすれば、とても危険だと思います。もちろんそんなことは一言も書いてないわけですから、これはひねくれた見方だと思いますが、そのようなことは決してないということは確認させてください。当然、そうじゃないと思いますので、その場合には返答不要です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

今後の質問に関係するかもしれませんが、基幹送電線と基幹連系線だけちょっとお答えいただければ、もしお答えがなければ、そうだということなんですけれども。

○安永調整官

当然含まれますということです。

あと、最初の小売の資料6-2の8ページ、9ページのビジネスモデルのところ、委託はできるのかというお尋ねをいただきました。委託はできるということでございまして、これは例えば同時同量の委託ということは現在、今でも高圧、特高の分野でも行われておりますし、それから、消費者への対応というのも必要になりますが、コールセンターを委託するなんていうことも行われておりますし。それから、供給力確保義務の委託というのは、委託と言うのかどうかはちょっと別でございませうけれども、電源を自社で全部持たなきゃならないということでもありませんので、当然のことながら、国が登録の確認をするときに、中身がきちんと確認できるようなことをきちんと書類で出していただくということは当然必要になってきます。これは、私は委託しているので説明できませんとか知りませんということだと国が確認できませんけれども、そこがはっきりしているということであれば、できるということでございます。

○松村委員

実は今の回答を一番恐れているんですが、A電力に任せますという、それだけで僕は十分なのではないかと思っているのです。ただ、その場合には、受けたほうのA電力がAカメラの需要の分も自社の需要の分もちゃんと対応するような供給力を持っているというのを、A電力がちゃんと出してくれなければ、それで認めるわけにはいきませんということはいいいのですけれども、A電力に任せますというだけではだめです。A電力が具体的にどういうふうに電源を確保しているのかということ、Aカメラに説明させるとかいうようなことに決してならないようにしていただきたいというのが私の質問の意図です。

○安永調整官

それは供給力確保の話であるとする、供給力の確保の義務を負っている方が、委託をするのは構わないんですが、中身が説明できないというのは、ちょっとそれはまずいんじゃないかと思えますので。すみません、運用のやり方の話かもしれませんので、ちょっと整理が必要かもしれませんけれども、丸投げなので説明できませんは、運用としてはやりにくいのかなというふうにはちょっと思っております。

○松村委員

しつこいようですが、A電力がまとめて説明するというのではだめなのですか。

○安永調整官

運用のやり方かもしれませんので、そこはちょっと整理をさせていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。本日、途中で退席しなければいけないので、早目に発言させていただきます。

大まかに2点あるのですが、まず小売自由化を控えて、資料6-2でいただいていると思うんですが、やはり需要家保護というか、需要家のリテラシーもそうだと思うんですが、新たな局面を迎えていると思います。保護の考え方とか、あるいは需要家の理解の促進みたいなものっていうのは、あわせてやっていかないとうまくいかないのかなと思っているところがあります。それに関連して2点申し上げます。

1点は、一括受電の話なのですが、資料6-2の10ページなのですが、高圧供給と低圧供給との値差でこうした一括受電ビジネスは広がっているのかなと思うのですが、これはマンションや、高齢者住宅などさまざまなか所で見られると思うのですが、忘れてはいけない点は、居住者は必ずしも電気を唯一の理由にして選択の結果として住んでいるわけじゃなくて、バンドルされたいろんなサービスの中の一つに電気があって、そのバンドルされたサービスを選択しているということです。そうすると、こうした契約、これは受電事業者と需要家との契約だから、あんまりその契約の中に行政は立ち入らないということだと思うのですが、場合によると、放っておくといろんな形で需要家への不利益が発生しうる事態が想定されるのかなというふうに思います。

そういう点でいうと、今回ガイドラインをつくられるということですが、このガイドラインの内容はかなりしっかりしたものにしておかないと、需要家が劣位に置かれることにもなりかねないのかなと懸念しております。とりわけ居住者が高齢者の場合には極めてあり得る蓋然性が高いのかなと思いますので、そうしたところというのは、ガイドラインをつくられる際にぜひ気をつけておかれるべき点なんだろうと思います。

2点目は、FITの電気に関することなんですけれども、FIT対象の電気というのは、確かに実排出係数はゼロなのですよね。つまり、CO₂フリーの電気なわけです。ならば、FITの電気はグリーンではないかというふうに思われるわけなんですけど、ただ、このFITにおける電気というのは、負担は全需要家が負っていて、割り当てられる環境価値というのは基本的に需要家に帰属していて、小売事業者には帰属していない。だから、小売事業者が受け取るCO₂というのは、実は全電源平均のCO₂なんですよね。だから、これを仮に小売事業者がグリーン電気ですとか環境に優しい電気ですと言っても、それは再生可能エネルギーを育てることにならな

いし、結局、小売事業者にお金がたまるだけだと思うんですよね。

そのあたり、当然、消費者というのは、FITというのは何かということを知ってなきゃいけないと思うのです。だから、リテラシーが求められるってということなんですけれども、ただ、これを、今の時点で即座に求めるのは結構大変だと思うのですよね。そうすると、やっぱりこの問題は、つけてはいけない名称をネガティブリストとして書き出しても、いろんな抜け道があるので、もうこれは名称を決めたほうがいいとも思うのです。FIT電気の環境価値は全電源平均ですから、グリーンと言うよりは、ほとんど灰色のグレーに近いですよね、電気としては。いずれにしても全電源平均なので、そういうふうなところをきちっと言ってかないと消費者の方にはわからないと思いますし、いろんな間違っただ認識を持たれてしまうのかなと思います。

いずれにしても、これは消費者団体が求めているからやるんだというふうな方向というのは、若干危険かなと思っています。今の事例が明らかだと思うんですけれども、つまり、消費者のリテラシーも同時にあわせて育てていかないと、消費者の思いと実際に得られるものとのギャップというのが大きな世界になっちゃうと思うんです。

そうすると、そのあたりの意識や思いのギャップというのは、少なくとも過渡的には行政で埋めていかないといけない部分なのかなと思います。そうすると、どこまで行政は環境価値を技術的に補足ができるのか、そこがちょっと今回の資料では、ほわっとしてて、あんまり明らかじゃないんだと思うのです。前年度ではなく、今年度の計画値というのを本当にどこまで信じてることができるのか。メニューのグリーンというものも、どこまで実際に行政として把握ができるのか、というところを、ちょっとしっかり見て頂いて、どこまでが消費者に提供できる情報なのかということをもう1回考え直してみたほうがいいんじゃないかなと思います。少なくとも、消費者が望んでいるから全部やるんですというのは、結果として消費者に対して不利益になることにもなりかねないんじゃないかなと思います。

以上です。

○松村委員

いえ、違います。当然、登録すべき。登録した小売事業者になるのは当然の前提です。

○児玉オブザーバー

児玉でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

先ほど、松村先生から光卸の話がございましたが、一応補足をしておきますと、Aカメラは電気通信事業者になりますので光卸を受けていても消費者に対する説明責任は先ほど言われるAカメラに帰属しています。

○児玉オブザーバー

先ほどその点が少しわかりづらかったので、僭越ながら補足させていただきました。よって、Aカメラと事業者の関係はお客さまには見えませんので、Aカメラがしっかりとサービスを提供しているということが電気通信事業者の責務になるわけです。

本日は、資料の中で小売から3点、6-3の系統増強費用の負担から1点、コメントさせていただきます。

まず、最近話題となっているホワイトラベル方式と言われる話題ですが、我々のような事業者も今後、参入していくことを検討している中において、色々なパターンが出ている状況です。色々ご意見はあるかと思いますが、ガイドラインがきちんと出され、それに基づいて進めていくことが、当然、参入を考えている我々のような事業者はもちろん、先ほど、大橋先生から指摘があったとおり、消費者の皆さまにとって、わからないままにわからないサービスを受けることがないようにすることが一番大切なポイントだと思います。最終需要家、つまりお客さまが登録を受けた小売事業者からきちんと電気の小売供給契約を締結して電気が供給されるべきという点は、我々も同じ考えでいます。

2点目は、FITの電源表示です。今回の事務局提案であるFIT表示については、FIT電源をいろいろ駆使する立場から考えると、事務局案に賛成です。消費者理解の増進や、選択の機会の確保という点において、営業提案時にFITに関する説明事項を電源構成の表示に近傍した場所に記載することは極めて妥当ではないかと考えています。

3点目は小売営業のガイドラインです。1点目でも述べましたが、非常に色々なパターンの営業活動、提案活動が出てくるのが十分に予想されていますので、記載のとおり、料金がどのように設定されているのか、また、契約解除時の本人確認など、消費者に直接接する部分で色々なことが出てくると思いますので、そういう意味では、先行している通信事業者がどのようなことをやっているかも含めて、ご活用、参考にしていただければと考える次第です。

この3点は共通しているところもありますが、申し上げたいのは、今後、色々なケースが出てきますので、ガイドライン等、明確なルールというものをしっかり一度作っていただき、消費者が誤認して不利益を被ることがないようにしていただきたい。今後、設立される予定の規制機関の日々の活動の中で適時、チェックをしていただき、色々なケースを想定して、場合によっては改善を促すようなことを行っていただくことで、健全に事業が発展し、まさにフェアな競争が起こるもどと思っております。

最後に系統の増強費用の中で発電設備の譲渡という記載がありました25ページ目になります。確かに、事業者間での公平さという点ではこういう考え方もあるかと拝見しましたが、実際、これによって追加的なコストが発生したり、発電事業者自体が成り立たないことや、あるいは購入

単価を再度ゼロベースで締結し直す事態が出てくると、小売事業者として、オフテイクする立場では好ましくない事象だと思っております。

仮に今回の案をそのまま適用した場合、小売事業者としては調達した電源が何らかの資本変更、例えばM&Aなどで譲渡が実質的に発生した場合には、契約がゼロベースになるので、再度締結し直すときには、事務コストもそうですが、お客さまへの安定供給といった電源計画に非常に影響が出てきますので、発電事業者だけでなく、小売事業者も含めて、電力ビジネスに関わっていくこととなり、非常に阻害される要素かと、感じた次第です。よって、これは経済活動の中で発生し得ることですので、発電設備譲渡のケースは、いま一度除いて再考いただきたく、考えた次第です。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、前田委員、お願いいたします。

○前田委員

ありがとうございます。先ほど来、電源構成表示の件につきましてご意見出ていると思っておりますけれども、私どもも小売事業者の立場としてこの件について申し上げたいと思っております。

まず、お客様の立場からですと、小売事業者が提供する電気という商品がどういう中身になっているのか、あるいは料金メニューがどういう性質のものなのかということを知った上で供給者を選択したいという、このニーズについてはしごく当然だというふうに思いますし、こういったニーズに対して私どもは応えなきやいけないというふうに認識はしております。今回のテーマは、このニーズに対して、義務化ということで、いわば規制をしてそれを実現していくのか、それともそこは事業者の創意工夫に委ねるのかという、こういう問題ではないかというふうに思っております。

考え方としてはどちらもとれるものじゃないかなというふうに思いますけれども、また、規制のあり方の問題ですので、私ども事業者側の云々するというよりは、皆さん方が決めていただければというふうに思っておりますが、ただ、私どもといたしましては、やはり規制でもってそれを確保するという点については若干違和感を感じるところでございます。今回の一般家庭のお客さんも含めた全面自由化というのは、やはり例えば託送などの競争条件、これを基盤ということで、これについては必要十分な規制を行うと。しかしながら、その規制を行った上で、そこから先は事業者が創意工夫を凝らしてお客様へのサービスを競うということで、結果的にそれがお客様利益につながっていくと、こういうことが趣旨であって、また全体像じゃないかなという

ふうに考えてございます。

そういった面でいいますと、電源構成につきましても、そのいい点を強調しようとするれば、当然、説明というのは丁寧なものになってきますし、そこに自信がなければおろそかになると、こういうことではないかということですね。こういった面も含めて、お客様にジャッジをしていただくということなのではないだろうか。このありていを見ていただくということではないかなというふうに思っております。

それから、この点についても、先ほど来数名の方からもご意見出ておりますが、事業者といたしましては、義務化をするしないにかかわらず、開示を求められた場合に、その開示のやり方であるとか中身につきまして、それにかかわる手間やコストというのについてはやはり配慮をいただきたいというふうに思っております。できる限り手間はかけずに本質に近づけるというようなやり方ということを組み立てていていただきたいなというふうに思っております。電源構成自体は日々刻々、変化をしておりますので、これをリアルに随時、常に示せと、こういうことを言われますと、これはシステムの非常に負荷がかかってくるし、手間もかかるということでございますので、結局それは小売料金のアップというところにつながりかねないということも危惧をしております。そういった意味で、やるとして、義務化というのは何のためのものなんだという、その目的をやはり明らかにしていただいた上で、その是非も含めて、バランスのある議論もぜひ皆様方をお願いしたいと、このように思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、星委員、瀧本委員という順番でいきたいと思っております。星委員、お願いいたします。

○星委員

ありがとうございます。星でございます。私のほうから3点お話しさせていただければと思います。

まず、1点目は、電源構成の説明ルール及び開示義務という、今皆さんがお話しになっていた件でございますけれども、私ども発電事業者としまして、小売市場を健全に活性化させるというのは極めて重要と思うところから、コメントをさせていただきます。

需要家が小売事業者さんを選択するに際して、選択に当たって正確な情報提供を受けるということが極めて大事だと思っております。ということで、小売事業者の営業活動においては、公平な競争の阻害あるいは需要家の誤解を招くような説明というのは、予防策を講じるべきだというふうに思います。その点から、今回、電源構成の説明ルールというのをきちんと定めようというお

話でございますから、これは重要なことだと思います。また、F I Tの表示ルールにつきましても、資料の19ページに記載のあるとおりでというふうに考えます。

その上で、小売事業者の電源構成の開示の義務化というところにつきましては、電源構成を重要視する需要家さんが多ければ、開示しない事業者というのは選択されないという形になると思います。そうすれば、多数の小売事業者がみずから電源構成を開示していくことになるのではないかとというふうに思われる点、それから、どんな形で開示をすればというところにもよりますけれども、小売の新規参入に係るハードルを余り高めないとということからも、事業者ごとの判断ということによろしいのではないかとというふうに思っているところでございます。

それから、2点目は、電力系統の増強敷設に係る発電事業者の費用負担というところでございますが、言わずもがなですけれども、電力系統というのは公平な利用と効率的な設備形成が重要だと思っています。この効率的な設備形成のためには、今回提案されています、ネットワークの空き容量の開示、あるいは、先ほど広域機関からご説明がありました中で今、策定作業が行われているというふうにお聞きしました広域系統長期方針、こういったものの開示が重要だろうと思います。これによって系統利用に係る予見性を高めて、効率的な設備形成に向けた、例えば電源新設の誘導等もできることが望ましいと思いますし、期待したいと思っています。

費用負担のことでございますけれども、例えば特定負担の設備の範囲が広がって、その結果、特定負担設備がネットワークの随所にあるというようなことになった場合は、その後、さまざまな事業者がそこを利用する場合の阻害要因になるのではないかと懸念しています。ですから、今回の提案にありますような、発電事業者の受益が特定できる場合、あるいは一般負担の限界というような場合を除いては、原則一般負担だということを、前提にしてネットワークの効率的な設備形成というのを目指していただければというふうに思います。

3点目、最後ですけれども、検証についてというところでございます。この検証のところ、第二段階の開始に向けて、今まさにさまざまな準備や取り組みが行われているというふうに認識しておりますけれども、来年4月までという時間の中で、これらが電力システム改革の趣旨に合致するような形で細かいルール策定がされているかの検証が必要なのではないかと思います。例えば、小売市場活性化のための各種ルール、ガイドライン、あるいは計画値同時同量や取引所取引、こういったところにも細かいルールというのが出てまいりますので、こういったルール整備の進展状況、あるいは卸市場の活性化の進展状況等も検証されるべきだと思っています。

また、卸市場の活性化という話では、当社の電源の切り出しについても取り上げられているところでございますけれども、これにつきましては、我が社も一方の当事者という形でございますので、今後しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、瀧本委員、お願いいたします。

○瀧本委員

瀧本でございます。私からは2点ほど申し上げたいと思います。

最初は、今、星様がおっしゃいました検証の件でございます。タイトルとしては、小売全面自由化に向けた検証の進め方についてということで本日資料をいただいております、小売全面自由化が来年の4月1日から行われると先ほど安永調整官からもご説明があったところでございますけれども、私どもとしてもお客様に選択していただけるよう、料金メニューやサービスなどの充実に向けた検討を加速してまいりたいと考えているところでございます。

それから、システム整備については遺漏がないように精一杯取り組んでいるところではございますけれども、何分かなりタイトなスケジュールの中でやってございます。懸命にやっておりますけれども、実情としてはそのような状況にあるところでございますので、無事に小売全面自由化のスタートを切ることができるよう、こういった形かは別にしまして、皆様からいろんな形のご支援、ご配慮をお願いしたいと考えているところでございます。

それから、本題になりますけれども、本日の資料では第3弾改正法検証規定というのも参考で示されております。私どもとしましては第二段階、それから第三段階と、段階的に進む一連のシステム改革の各段階におきまして、様々な課題の状況について検証が必要だと考えているところでございます。具体的には、これまでいろいろところで申し上げているとおりでございますけれども、今回の改革がお客様の利益につながるものとなるためには、3つの点で課題があると考えておるところでございます。

1つ目は、改革後の安定供給のための仕組みやルールがきちりと整備されているかどうかという点でございます。2つ目は、電力需給の状況が安定しているかどうかという点。そして、3つ目は、競争環境下においても民間の事業者が原子力を活用していくための事業環境が整っているかどうかという点でございます。こうした課題につきまして、改革の各段階においてしっかりと確認、検証を行って、必要な措置を講じながら改革を進めていただきたいと考えているところでございます。

今申しました課題の相当の部分につきましては、第二段階の小売全面自由化の実施に向けても検証すべき点であると思っております。本日の資料にもそれを踏まえた項目が記載されていると認識しておりますけれども、とりわけ3番目に書いてございました電気の需給の状況、これは自

由化によるお客様利益の実現という点では、検証の一番重要なポイントになってくるのではないかなと思っております。現在、厳しい需給状況でございますけれども、この改善のためにはやはり原子力の活用が不可欠だと私どもは思っております。安全確保を大前提に、引き続き早期稼働に向けて最大限の努力を行ってまいりたいと思っておりますけれども、継続的に安定した需給状況の見通しがあるのかどうか、慎重にご判断いただきたいというところでございます。

それから、2番目に、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況という項目が挙げられております。これにつきましては、先ほど申しましたように、原子力を民間事業者が長期にわたり活用していけるような事業環境整備が必要だと私ども思っております。この場の検討事項ではもちろんございませんけれども、私ども事業者が予見可能性を持って原子力事業を進めていけるよう、具体的な制度の議論が早急に行われることを期待しているところでございます。

小売全面自由化の開始段階でいろんな課題や懸念事項が全て払拭されて、万全の状況になっているということには恐らくならないとは思っておりますけれども、少なくとも、今申し上げたような事項については一定の方向性や道筋がついている必要があると考えております。

いずれにしましても、小売全面自由化の実施に際しましては、多面的な検証を行っていただき、不測の事態が生じていないかどうか、こういったことについて見極めて進めていただければと考えてございます。私どもとしても課題解決に向けて努力してまいり所存でございます。

それから、2つ目は、先ほど児玉様からもご指摘があったかと思いますが、系統増強にかかわる費用の負担のところでございます。ここで発電設備譲渡というスライドが出てまいりました。ちょっとあれっと思いましたので、感想を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、既設の発電機のリプレースの場合と同様のルールを適用すべきだという議論もあるかどうかという問題提起になってございます。その中で同様のルールを適用する場合の課題に、例えば会社分割等により発電設備を譲渡する場合云々と、こういうことが書いてございます。

先般、第三段階の改革の法案が通ったところでございまして、我々もこれを前提にいろんな形で事業をこれからどうするか考えていく必要があろうかと思っております。そういう中であって、譲渡かどうかは別にしましても、例えばこの会社分割等というのを見てドキッとしたんですけれども、こういった場合に文字どおりに適用されるケースがあったりすると、どうなのかなということでございます。例えば、事業のいろんなダイナミックな経営革新ということも言われているところでありまして、我々もそれは承知しているところではございますけれども、こういったことをやる時にハードルが一つポンと置かれた様な印象もなきにしもあらずというところでございまして、いずれにしましても、そういう視点もあるということで、多面的な視点でバランスよく慎重に検討していただければというふうに思っているところでございます。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、辰巳委員ですね、よろしく願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。幾つかあるので、幾つですとちょっと言えなくて、すみません、順次お話しします。

まず、資料6-2に関してですが、自由化のお話は、私たちが電気を自分で選ぶということでは本当に初めてのことで、事業形態も混乱したような話もあるし、私たち自身も本当にどのように受けていけるのかなと思っているところですが、まず、ビジネスモデルのお話です。いろんなケースが考えられるというお話ですが、私たちの目から見れば、全て、契約をするというか、最後の近いところの方たちというのが供給事業者と同じかなというふうに思いますもので、そういう意味ではそれぞれ小売事業者と同じような義務を負ってもらわないと困るなど思うというのが全体的感想です。

例えば、集合住宅の高圧一括受電のお話がありましたが、これはもう既に今、トラブルも起こっております。消費者問題というか、消費者センターにも、電気の話ではなくて、私が聞いているのは放送受信の話で、受信料にもいろんな契約の仕方がありますが、全然見ない放送の分までお金を払わされるから分けてほしいという話が、トラブルとして起こっています。一括で受けているからそれはできないということで、見もしない放送料金を払わされるということです。今回の場合、自由化だから、他のところに変わりたいわって言っても、制限を受けるわけですよね、この状態ですとね。ですので、やっぱりトラブルが必ず起こるだろうなということが目に見えているので心配です。

このアグリゲーターというんですか、需要家のほうのアグリゲーターの人たちは、普通に一軒一軒、個別の消費者に広告して勧誘していくよりかは、かなり仕事としてはおいしい仕事ですよ。多分、安いものをうまく上手に高く売って、儲けも大きいだろうし、一括で需要家をとれるということで、やっぱりそういう意味では厳しく対応していただきたいなというふうに思っています。その厳しくというのは、小売事業者としての登録をしてほしいと思いますが、難しいのであれば、何らかの方法を取るべきで、今のままで決まっていとは思えないなと思っています。

それで、1つはそれ。ビジネスモデルに関しては、私たちが自分が誰とどういうふうに契約しているのかがわからなくなる可能性もあります。通信のお話がありましたが、まさにそうで、いまだに私自身もどういう契約をしているのかよくわからないままで、お勧めのままに契約していて、

お恥ずかしいお話ですが、そういうことが起こりかねないかと心配しております。

それから、続いて、表示のお話ですが、3つ問題があるかなって思っておりまして、環境負荷低減の話、電源構成表示の義務化のお話とあとCO₂の表示のお話、この3つかなと思っています。まず、今回の小売登録申請に関する省令で、「当該調達した再生可能エネルギーの電気が環境の負荷の低減に資するものである旨を説明してはならない」という条項があり、FIT電源のお話ですけれども。その文章の意味がなかなか理解しにくいと思うんですね。あの条項を読んだ時に、私は、環境への負荷の低減に資するものであるということであらわす表現さえしなければ、FITの電源ですと訴えてもいいというふうに理解したのですが。それでいいのですね。

その前提で今回の資料6-2のスライド19の絵も描かれているんだというふうに思っております。こういう形の表示のあり方というのはあり得るというふうに思っておりまして、私たちは、先ほどから何度も出ているように、買うときに自分がお金を払うわけだから、その価値を、つまり知りたい情報は知らせていただきたいと思っておりますもので、表示の義務化はぜひお願いしたいと思います。電源構成を表示しなければならないという義務化はやっていただきたいと思っておりますのですが、その中身に関しては、ガイドラインで決めていくというふうなことがあり得るんじゃないのかなと思うので、これから詳しく詰めていくということをお願いしたいと思います。

また、FITの再エネとFITじゃない再エネの話があり、不公平になるというお話があったりしましたが、FITでない再エネに関してです。環境ラベルの規定とか、公正取引委員会が環境にいいと訴えるときの広告表示に関しての注意事項みたいなもの、重要事項というのを作っていますが、FITじゃない再エネで環境にいいですって訴えるにしても、それなりの約束事項があります。どういうことに関して、どの範囲で、どういうデータのもとにこれは言っていますというふうな説明義務があるわけで、今は、環境にいいですということを訴えるのは大変難しい仕組みになっています。

そういう意味では、FITの話はもちろん先ほどから出ている環境価値がないということではあります。私はよくまだ自分自身がきちんと理解し切れていないのですが、お金で換算できているのはCO₂の負荷の話ではないかということです。例えば、国内で電源を調達できるとかっというのもFITの価値の中に入っているのですか。これは多分、入っていないような気がしているんですね。だから、そういう意味では、原料調達が国内でできるということでもやっぱり非常に意味があるわけで、だから、そんなことをあえて書くわけじゃないけれども、FIT電源の再生可能エネルギーですと書くだけならば、許されるんじゃないかなと思っております。また戻りますが、スライド19の表示はオッケーで、このような形で進めていただきたいというふうに思っています。すみません、話が長くなって。

それから、そうは言えどもグレーの部分がたくさんあるよというお話がその次のグラフで出てきていますが、33 ページで。こんなにグレーがいっぱいある表示でも大丈夫かというお話があって、そのあたりは事実を事実として説明していくというのが大事だと思うので、ありうるかもしれないと思いました。グレーの部分を聞きたい人はグレーの部分を聞いてもらえばいいわけだし、さらにその後のCO₂のお話があるので、CO₂の排出量が書かれてくれば、推定はできるというふうに思いますので、そういう意味ではやっぱりCO₂の排出量も表示すべきだと思います。

それから、電源毎の供給量の話ですが、やっぱり供給計画とは実際は違っていたという話は必ず起こり得ると思うので、来年の4月1日の時点での話ですが、じゃあ実績を出せて言われても不可能な話だと思いますので、その辺りのそれは、しばらくの間は移行期間とし、1年間ですかね、1年間は移行期間として供給計画もやむを得ないと思います。結果的には実績値で書くということがよさそうに思います。そういう意味でぜひ電源表示はやっていただきたい。

それから、CO₂のお話にもどりますが、これもぜひ表示していただきたいと思っています。ただ、CO₂が少ないことイコール評価されるという状況なもので、それは必ずしもそうじゃないということがあり得る。つまり、放射性廃棄物の量と、これはどこの委員会でも私言っていますが、CO₂の排出量は必ずセットでないといけないと思っているので、CO₂を義務づけるのであれば、放射性廃棄物の排出量も義務づけるということが必要と思っています。

関西電力さんのホームページを見ていただければ、系統電力のエコリーフが挙げられています。私はエコリーフに昔、つくる時点からかかわっていたのですが、エコリーフをちゃんとおとりになっているんですね。これは環境の負荷を第三者目線で評価したもので、ライフサイクル全体の負荷を数値で出すというものです。それで、エコリーフの消費者への説明の頁があって、そこではCO₂の排出量が書かれています。2010年のデータで、今のところ、仕方がないと思いますが、もう1枚、その裏にデータシートがあり、データシートには、放射性廃棄物の量も書かれています。つまり、私は1枚目の消費者用のところに放射性物質の量も一緒に書いてほしいと思っています。計算もされていますので。今後、そうふうな形でセットで必ず表に出すということをここで義務づけていただきたいと思っています。

それから、もう一つ、節電意識の話をちょっとしたかったんですけども、すみません。現状、3段階料金みたいな形で料金設定がなされています。自由化になって3段階料金を義務づけることは無理かと思いますが、電話は使い放題というのがありますよね。電話と電気は違いますが、できればというか、絶対にそういうふうな使い放題のようなメニューがあってはならないというふうに思うので、3段階料金を設けるようにとは申しませんが、何らかの需要増にならない工夫

というものを小売事業者に義務づけることはできないかもしれないけれども、ガイドラインで取り組むようにということはぜひ入れていただきたいと思っております。せっかく醸成されてきた私たちの節電意識がこの自由化で崩れるということになっては何もならないと思いますので。

それから、最後に、すみません。資料5のお話で、先ほどの梅嶋先生のご説明のところです。お話の中では全然見えなかったのですが、消費者がすごく心配しているのは、スマートメーターで常時30分ごとに使用量が行っちゃうわけなので、消費者のプライバシーってどのぐらい守られているのかという点で、今回の年金の話もあったりしたもので、そのことに関してだけ、どういうふうに守られるのかをきちんと安心してもらえるように説明していただきたいなと思いました。

以上です。すみません。

○横山座長

どうもありがとうございました。

そうしたら、梅嶋委員からちょっと今のサイバーセキュリティの話に何かありましたら、ここでお願いしたいと。

○梅嶋オブザーバー

今、スマートメーター制度検討会の中にセキュリティサブワーキングというのが設置されていて、今週の火曜日に議論をまとめておりますので、そちらのほうで検討しているという感じだと思います。

○横山座長

わかりました。ありがとうございました。今、検討中と。

林先生は何かありますか。

○林委員

実はこのスマートメーターのセキュリティは非常に大切で、スマートメーター制度検討会の下にサイバーセキュリティのワーキンググループがありまして、そこで個人情報もありますけれども、それ以外にも、例えば停電は起きないのかとか、セキュリティを守るしくみが継続的にとれるのかということをきっちり検討して、PDCAを回すようなスキーム等々をちゃんと各社にお願いするような形で対応することになっていきますので、今後また公表することになると思いますので、よろしく申し上げます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、谷口委員の代理の秋山さんのほうからお願いいたします。

○秋山代理

ありがとうございます。時間のない中、すみません、6点ほどございまして、手短かに意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、資料6-2の7ページ以降のところでございます。こちらは先ほどもいろいろな委員の先生からご意見ありましたけれども、我々事業者といたしましても、当然、消費者保護を担保しつつも、やはりお客様メリットにつながるさまざまなサービスが実現できるように、いろいろなことを考えております。ですので、電気事業法で許されるモデルは何なのか、また、それはなぜなのか。また、それらのモデルにおいて具体的に何ができるのかということを確認に示していただけないでしょうか。先ほどガイドラインというお話がありましたけれども、例えばA電気が委託したA社に、何を委託して良くて、何がいけないかということも、いろんなビジネスモデルを考えていく上で大事なことになってきますので、そのあたりのルールがわかると非常にありがたいと思っております。

同じく資料6-2の26ページの開示義務のところでございます。こちらにつきましては、ニーズがあるということは十分理解しております。ただ、一方で、やはりこちらの表にもありますように、義務化した場合の課題もあるのかなと思っております。例えば、開示するレベルにもよるかとは思いますが、やはり我々事業者のコスト構造というのが分かってしまうというところがあって、非常に悩ましいと思っております。また、混焼電源など非常に仕分けが難しいものもありますので、事業者によってはこれをやることによって非常に大きな負担になるということも考えられます。ですので、我々にもほかの新電力各社から、例えば義務化については慎重に対応してほしいという意見も多く寄せられています。また、先ほども意見があったかと思いますが、このような状況を鑑みまして、まずは自主的な取り組みとしてスタートしていただけるような状況になると、我々としてはありがたいと思っております。

ちょっとすみません、戻ってしまうのですが、この資料6-2の2ページのスケジュール表についてですが、ここで7月31日のところ、託送供給約款の許認可まであと1カ月となってしまったのですが、この託送料金の割引、ちょっと古い話で恐縮ですが、これの見直しというのが、まだ具体的な方向性とか評価の方法というのが明らかになっていないのではないかと我々は認識しております。たしか前々回のワーキングで、事務局様から、まずは現行の考え方を基本としつつ、低圧の電源を対象に含めて、あとはその対象地域ですか、こちらを市町村単位より細かな方法で見っていく方法で見直すという整理がなされた一方で、例えば電事連様からは基幹系統の電源を外すといった案が示されたと記憶しております。

当社は電事連さんの案に対しましても、基幹系統を対象から外すことは見直してほしいという

意見を述べるとともに、また、事務局の案に対して、対象エリアの見直しにつきましてもこの本ワーキングでもう少しきちっと議論をしていただきたいという要望をしたと覚えております。ですので、本件につきましては、非常に我々事業者に対しては影響が大きな話でございますので、本ワーキングの議論についてはまた改めてご検討いただけないかなというふうに考えております。そうしますと、申請がもう来月に迫っている段階ですので、まずは現行、これまでの考え方というのを基本にして、プラス低圧電源を追加するというにとどめていただいて、今後の議論の結果を踏まえて柔軟に見直していただくという進め方が妥当ではないかなと考えております。

次に、4点目ですが、こちらは資料6-3でございます。6-3の17ページのところで、こちらは一般負担の件なんですけれども、この一般負担の限界というところなんです。こちらにつきましては、新規の発電所の建設を阻害しないという観点も踏まえまして、検討することが非常に重要だと考えております。今回、事務局の資料では、広域機関によって基準を指定するという方向で整理をいただいたというふうに認識しております。これにつきましては、透明性の観点からも非常に望ましいと考えておりますが、さらにこの基準につきましても今後、公表をしていただきたいと考えております。

次に、5点目は資料6-4の46ページです。こちらは先ほど松村先生からも意見がありましたが、私は違う分析をしております。例えばこの部分供給についてですけれども、こちらの部分供給の件数というのはこの1年では非常に多くなっています。これは部分供給に対する要求が増えたというふうには理解しておりませんでして、部分供給せざるを得ない状況が増えてきたというふうに読むのかなと思っております。つまり、これはベース電源が不足しているという状況を反映しているものだと私は考えております。ですので、こうした状況を踏まえまして、前回のワーキングで高圧の小口、500キロ未満ですけれども、こちらの部分供給は対象外と整理されたとは思いますが、その場で電力会社からご意見があつて、その代替手段につきましては制度化していただくことが必要ではないかと考えております。

最後に、資料6-5でございます。これは一番冒頭に稲垣様からのご意見がありましたように、4ページのところで、この④の開発コストのところでございます。こちらでは開発コストの評価と引き続きモニタリングをしていくということをもとめていただいておりますが、この点につきましては、弊社といたしましても、これまで本ワーキングでお願いしてきましたので、このように取り上げていただいたことについては大変ありがたく思っております。また、このモニタリングにつきましてもぜひ、例えば広域機関に第三者機関のようなものを常設していただいて、対応をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして沖委員ですね、お願いいたします。

○沖委員

すみません。それでは、早速6-2の資料なんですけど、この8ページの今いろんなモデルの話が出ていますが、これもいろんな意味でB社が非常に悪者になっているんですけども、B社というのは実は冷静に考えると、非常に大きい役割を果たすのではないかなというふうにちょっと思っているわけです。通信事業でもまさにB社みたいな、あるいはC社、D社っていっぱいありましたけれども、これが今の携帯電話の普及をかなり促進したことはまず間違いないですね。B社の役割というのは僕らはどう思っているかという、我々A社の立場から見ると、消費者の方々に直接お会いする機会というのは非常に限られていると。あるいは、C社でも、社員が10何名とか数十名の会社がほとんどですから、それが全ての小売のところに行くことは不可能ですね。

そういう意味では、B社が持っているルートとかそういうノウハウそのものを活用するというのはごく自然な話であるということで、しかし、B社にとってみると、そういう電気事業をやるというだけの決断あるいはそういったノウハウを持っていない場合に、どこまでやれるかという話があるときに、やはり彼らがやる気が出る形としていろんなスキームがあるんですね。その中で、もう限られた電気事業の中でこれしかないという選択肢は、これから安い電気あるいは特徴ある電気を普及するという意味では、消費者の方にとっては逆にそれは何か恩恵を阻害するものになる可能性があるということを考えて、実は今回、松村先生のお話が、ちょっときのうまでずっと悩みながらこのテーマを考えていたんですが、一つのアイデアとして何か突破口が開けるのではないかなという印象もありましたので、ぜひそのB社の役割というものを考えながら、できるだけ広く考えていただきたいというのがまずこの8ページの考え方です。

次に、この6-3の資料ですが、費用負担の件ですけども、今回のような電気事業者そのものが利益を得ているということを分担の中で考え方に評価するというのは、これまで我々もしてほしいと思ったことをタイムリーに入れていただいたという意味では、非常に評価ができる考え方というふうには考えております。その中で追加としていたんですが、我々が実は具体的に系統アクセスの申し込みをして、その回答をいただくんですが、その中には実はいろんな計算の資料だとかいろんな話が出ていますが、実際の分担の考え方とかあるいは計算の方法の具体的な詳細なもの、こういうものは余り実は中に記載されていません。

ですから、それを広域機関に一々相談をして出してくださいというのものもあるんですが、その辺

はある程度見えるような形にしてほしいというのを思っていますので、ぜひ回答内容についても、あるいは今回出ている工事費とか、あるいは設備費がありますけれども、この値段そのものが本当に妥当であるかどうかというのがあるので、例えば負担が半分であっても、もとの工事費だとか設備費が倍になっては全く意味がないわけですね。そういうものを考えると、その部分も含めて、分担というものの本当の本質を考えていただくようなガイドライン、そういうものをつくっていただきたいなというふうに思っています。

それから、今、送電線の話とか、あるいは変圧器の話がこの資料の中にたくさん出ていますけれども、実は我々が系統に連結する場合に結構お金がかかるものとして、それ以外に系統保護継電器だとか通信設備だとかそれから遮断器機だとか、いろんなものがたくさん実は専門的に含まれています。そういうものも含めて同様の負担の考え方を全部適用していただくということも非常に大事なので、そういった細かい分を含めたガイドラインの考え方、ぜひお願いしたいと思います。

我々の中でこのようにアクセス費用のこの負担の話というのは、実は物すごく長い歴史を持った、ある意味で闘いであったんですけども、このアクセス費用に関するルールづくりの中で一番問題になっているのは、もちろん負担のこういう問題もあるんですけども、実はやっていく中で接続検討、実際にアクセスの検討をする一般電気事業者の方々がどういう考え方でどういうアイデアで検討しているかというのは、非常にそこが根本の問題になっています。実は、今から6年ぐらい前でですけども、これは実例ですが、実際に回答をいただいた初期の回答は、工事費1億円、工事期間2年になったんですね。実はその後、半年ぐらいいろいろ交渉しながら話をし、最終的には工事費2,000万、工期が1年というような結果になりました。これは何が原因かという、実は負担の問題とかは一切なくて、工事の方法だとか、我々のプロジェクトの規模の関係で、それをどういうふうにマッチングさせるかといったことで相談をすることによって、そこまでアクセスの費用を圧縮できたんですね。これはいろんな意味で我々も利益であります、全体の系統の費用としてそれは非常に合理的な話になったということですね。

その裏に何があるかという、実はアクセスの検討をする技術者の方々がどういった考え方でやるかというところをきちんとやっていないと言ったら失礼ですけども、たくさんやっていますから、非常に形式的にやらざるを得ない部分はあると思うんですけども、そういった部分を何かメスを入れるということは僕は以前からずっと思っていて、ぜひそういうことも今回のマニュアルの中には、少しずつで結構ですけども、入れてほしいなということで、負担以外のところでもこれからどんどんスポットライトを入れていただきたいなと思っています。

それから、6-4のモニタリングのお話なんですけれども、このようなモニタリング、2回に

1回ほど出していただいて、我々は大変ありがたいと思っています。最後に、モニタリングの6-4の一番表にあります2ページ目ですけれども、そこにあります3つ目の丸なんですけれども、真ん中のあたりに、結果を公表して、競争環境の監視という言葉があるんですが、これをこれから提言していきたいという、これは大変ありがたいお話なんです、実はこれ、言葉は非常にきれいなんですけれども、実際にどういった具体的な監視項目があるのかと。我々は何回も言っているんですけれども、あるいはどういった監視法をするのかといったことを含めて、もうそろそろ具体的に監視のあり方について深掘りしていただきたいと。ですから、次回にいろいろとご報告あるいは出していただく中で、その分をできるだけ多く出していただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員

恐縮です。

電源別メニュー、それから義務化に関して検討される際にどうか、それについて、まず義務化の問題とメニューの問題、分けていますけれども、当然これは全然、別問題だということ考えるべきだというふうに思います。ベースにあるのが電源別のビジネスあるいは販売形態というのが適正に行われる。適正というのは、消費者の自立的な選択——基本計画にあるように——が保証されるということと公正競争が維持できるということです。それをやるためには、どういう情報が開示されるべきなのかということをはっきりと押さえた上で、それをどういうふうな方法で出していくのかという、あるいは出させるのかと。それが出させるのかということについて、国の力をかりるかどうかはこれは義務化の問題です。ですから、はっきり分けて、ベースにあるのは、まずどういう情報を出すべきなのかということをはっきり決めるという必要があると思います。

その際にはできることとできないことをはっきりさせるというのがやはり大事だと思います。消費者の選択という話が出ている、それから、消費者の保護とかいう言葉が躍っていますけれども、客観的に電気自体は私の家で使う—消費者ですね、力のない需要者が自分で電源を選択しようとしたときに、私の家のコンセントに出てくるから供給を受けられる電気がどういう方法で発電されたかということを提供しようとするれば、それをできる者は、例えば発電をして、そのまま電池に入れて、稲垣の家に送電線を使わないで直接接続して私のコンセントから出した場合だけ

です。例えばこれをやるんだということであれば、そういう客観的状況をつくって大きくして、グリーン市場をつくってということをまずやっていかないと、まずそういう事実が存在しないわけですから、それ以外の事実は虚偽になります。ということなので、まず何を開示させるのかということをはっきりさせる。その際には大事なことは、客観的な事実として何ができるのかできないのかをはっきりさせた上で、できないことを議論はしないということです。政策的にこれからこうやろうというのはあると思いますけれども。

それから、もう一つ、その際に大事だと思うのは、ほかのルールとの競合というか、整合性を図るということです。何を開示させるのかを議論するときに、例えば今も義務化の問題というのは、間接的な問題としてはもうルールはあるんですよ。例えば、消費者庁、今来ていますけれども、消費者契約法あります。ここでこれだけ議論しているわけですから、電源取引について、電力を供給を受ける取引については、消費者契約法の適用があります。ここでこれだけ議論しているんだから、電源種別という重要な事項、あるいは、消費者がどういう電源ですかとそれを小売業者に求めたとき、開示してください。それから、サービスメニューとしてどういう電源のサービスなんですかということを開示を求めたとき、あるいは売ろうとしたとき、これは消費者契約法の中で、例えば重要事実の開示とか、うそを言えば虚偽の事実の提供と。あるいは、十分に提供しなければ、十分な事実の不提供ということになるから、消費者契約法で取り消しができることになるんですね。

だから、消費者庁の判断との整合性をきちっと図っていく必要がある。これは消費者庁が考えるときも客観的にできることとできないことを峻別して、何が本当に提供すべき情報なのか、どこからが虚偽なのかということを開示することになるわけで、そこを整合しないと両方の法律で矛盾ができてしまう。仮に義務化する場合には矛盾ができてしまう。義務化しなくたって、消費者契約法のほうの解釈がきちっと特定できないことになる。それから、公正取引についても同じことになると思うんです。だから、関連する法令との関係でも、何を開示させるかを考える際にはきちっと特定していくと。

何よりも大事なことは、消費者が具体的にあの計画の中、あるいは現実の消費者が今具体的に何を求めているのかを特定していくということが絶対に必要だと思いますので、それができるまではサービスメニューを、例えばこの電源を表示するサービスメニューをこういうふうにするんだとか、ガイドラインをつくるんだとか、そういうことを進めないでほしいというふうに思います。ましてや義務化については、国が介入してビジネスの統制を図るわけですから、やっぱり合理的な根拠と必要性が必要だと思います。

その際に、今言ったような、一体求めているものが何かもはっきりしない、ほかのルールとの

整合性もはっきりしない、合理性もはっきりしない、場合によっては虚偽を——いいですか。消費者は何か、先ほどの松村先生じゃないですけども、何か本当のことが行われているような、虚偽の環境をみんなで一生懸命ここで制度設計することにもなるわけなので、ぜひ本当の保護、消費者の自律的な選択と公正競争環境をつくるためには、やっぱりきちっと事実に基づいた議論——ニーズも含めて——を積み重ねていってほしいと思います。それまでは余り進まないでほしいというふうに思います。というわけなので、至急これは進めてほしいと思うんですね。

それから、あと、基幹系統以外の費用負担のところ、概念として、法定耐用年数という概念が使われているんですけども、やはり独自の概念をきちっとつくった上で、その中に法定耐用年数をどういうふうに重視するのかという観点で位置づけてほしいというふうに思います。というのは、そうしないと、先ほどの話もあったように、低きに流れてしまう可能性がある。ということなので、ぜひこの法定耐用年数は例えば税務とか財務とかそちらの話からというか、その目的で出された概念ですので、この我々の議論に合う目的でこれを使うという観点から新しい概念をつくった上で、適切に位置づけてほしいというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、野田委員、林委員、圓尾委員と順番でいきたいと思います。

○野田委員

ありがとうございます。関西電力の野田です。資料6－3の電力系統の増強費用負担のあり方について2点意見を申し上げたいと思います。

1点目は、効率的な設備形成についてであります。電力システム改革が真にお客様の利益につながるよう、改革の目的の一つである電気料金の最大限の抑制を実現するには、発電と送配電のトータルコストで見ることが重要であると考えております。今回、基幹系については原則一般負担、基幹系統以外は受益に応じた負担という考え方が示されております。発電機連系により送配電増強が発生する場合には、一般負担の限度を適切に設定することで、発電の新規参入を促しながら、効率的な送配電投資を目指していく上でのインセンティブを付与していくことにつながるものと考えております。今後はこうした視点を踏まえながら、広域機関において一般負担の限界についてご議論いただければと考えております。

2点目は、情報公表のあり方についてであります。発電事業の予見可能性については、我々一般電気事業者は系統情報ガイドラインに沿って、連系制約のイメージを公表していることに加えて、発電事業者が電源設置をご検討されるに当たって、系統接続の事前相談において、連系制限

有無などの情報を無料でご提供させていただいているところであります。今回、予見可能性をより高めるという考え方のもと、このような対応に加え、系統の空き容量の公表を提案されているものと理解しております。我々としまでも、発電設備設置者のニーズにも沿う形で、必要な方に必要な情報を提供するという趣旨には賛成であります。公表に当たっては、送配電系統は下位系まで含めると膨大な量となるため、効率的・効果的にできるように検討してまいりたいと思っております。

また、下位系の系統情報には重要設備への供給を類推できるなど、資料にも記載ありましたが、セキュリティーに配慮が必要ではないかと考えられるものも含まれます。アメリカでは連邦当局が重要設備インフラ情報を規定しているというふうに聞いております。送配電事業者としてはこのような点についても適切に対応してまいりたいと思っております。

それと、松村委員から設備更新による受益について、法定耐用年数でよいか、何かアイデアはないかというご意見がありました。正直申し上げて、現時点で持ちえていないというのが答えですが、我々も法定耐用年数で更新するというのではなくて、できるだけ設備を長く使えるように、適切に保全することで法定耐用年数以上に使っている設備も多くあります。ただ、送配電設備の寿命はどれだけかと言われますと、周辺環境などの様々なファクターによるため、一律に言うことが難しいのが実態だと思います。その点は我々としても今後勉強してまいりたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、林委員、お願いいたします。

○林委員

大きく3つございまして、1つが資料6-3の費用負担のあり方で、これも簡単に説明しますと、4ページの考え方で大きく基幹系統は一般負担、さらに基幹系統以下はお互い受益を理解して分かち合うという、この方針は良いというふうに思っています。まさにあるべき姿かなというふうに思っています、特に、例えば系統工学的な話を少し言いますと、例えば15ページとか16ページとかありますけれども、15ページがいいですかね。例えば、新しく電源をつけて線が增強されれば、その分、それを使っている消費者とかほかの電源の人は恩恵をこうむるということで、これ、例えば15ページの下で式がありますね。みんなの電力規模で割っていますけれども、新規連系の電源だったり既設の電源、あと負荷Lは電力を使っている消費者なんですけれども、みんながこの分恩恵をこうむるから、みんなで分母で割っているということで、その新規連系の人に対する負担を分けてあげるという感覚は、厳密ではないかもしれませんが、考え

方としてはいいんじゃないかと思っけていて、こういう考え方で今後進めていただければと思います。要は、供給信頼度における恩恵を、それをこうむるといふか受ける電源とか需要者とか消費者の電力規模で割ってあげて、新規連系の方の負担をなるべく軽くするといふのはいいんじゃないかといふのが1点でございます。

2つ目なんですけれども、先ほどの資料6-2の話なんですけれども、1点、ちょっと確認したかったのは、安永調整官のほうから最初、例えばさっき消費者団体の皆さん、辰巳さんの話は私もすごく気持ちはわかるので確認なんですけれども、32の消費者団体の皆さんとかNGOの1万人の方々から、電源構成の開示や、義務化みたいな話といふのがちょっとあったといふことなんです、中身がどんな中身だったのでしょうか。言いたかったのは、電源の構成の開示を義務化したのはいいんだけど、開示された情報で何をどう活用されて、消費者の消費に対する行動へどう還元したいのかといふところが、ちょっともう少しそこをわかってあげないと、さっき大橋先生もありましたけれども、間違った理解で消費者の方々は一生涯懸命、環境にいいものを買いたいといふ欲求で投資や行動をしていきたいといふ中で、それが間違ったアクションになると非常によくないと思っけていて、そういった意味ではそういう整理といふのが非常に必要かなといふのが1点ちょっと思っけていました。

あと、もっと言わせてもらいますと、私のほうも一人の、例えばここにいらっしやる方々も全て消費者で、FITに関しては皆様の電気代の中から払っていると思っけていますね。実は、私、自宅でちゃんとこういう委員もやっけてるので見ているんですけど、私は500キロワットアワーを使っているんですけど、昨年の5月はFITの再エネ賦課金が大体400円ぐらいだったんですけど、ことしの5月は800円ぐらいになっているわけですね。といふことは、私はそういう意味では、私の意思とは関係なしに、月800円を再エネの普及のために、環境のために貢献して払っているんだなといふことを思っけていますね。

多分、皆さんはそういうふうには払っているといふことは、ちょっと申し上げたかったのは、そういうふうにはFITはもう義務で、ある意味、我々はもう貢献しているといふことが既に実は消費者としてある中で、さらに例えば電源の構成種別を開示して、さらにFITを例えば買いたいといふことじゃなくて、一方、私がちょっと思っけてのは、逆にこれだけ例えば月800円払う人がいて、それは環境にいいからって思っける人もいれば、逆にそれ800円も払うのか、これちょっとお金、電気代もって、例えばうち家計きついなねといふ人も多分いるんじゃないかと思っけています。だから、消費者って多分、多種多様だと思っけていて、決して再エネを普及したい人だけじゃなくて、やっぱり電気代を抑えたいといふのがシステム改革の一つの目標だと思っけていますけれども、そういった意味で、辰巳先生にもお願いなんですけれども、これから消費者のニーズといふ

のはいろいろある中で、決してFITを買いただけじゃなくて、例えば電気代を下げたいというニーズもあったりする中で、どういうニーズが、例えば電源構成種別を出すことで何かあるのかないのかというのが、そういうのも逆にこういう場に合わせてしっかり議論をしていかないと、お互いハッピーじゃないというか、その思いがつかないかなという気がしました。それが2点目です。

あと、3点目は、資料6-2の19ページで、これ、消費者へのイメージを示す話なんですけど、私達委員は意味がわかるんですけども、これが本当に例えば高齢者の方々とか、いろんな方々が、本当にわかるのかという感じというか、再エネ（FIT）って書いてあるのと再エネの違いというのを、もうちょっとやっぱりどう違うのかっていうシンプルで丁寧な説明が必要だと思います。物理的に再エネを買っているのに、それが価値がないということは一体どういうことかというのは、これはリテラシー的に少し考えていかなきゃいけないかなという気は非常にしております。こういうのをちゃんとやっぱりやっていかないと、よくわからないメニューも出ると消費者の方にとってアンハッピーなので、ぜひここは時間もない中でしっかりやっていく必要があるなというふうに思いました。

以上です。すみません。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、圓尾委員ですね。最後になりましたけれども、よろしく願いいたします。

○圓尾委員

資料6-2です。松村先生には心の中を読まれているようで非常に怖いのですが、松村先生が6-2に関しておっしゃったことについては、私も全面的に賛成です。まず、環境価値に関するFITの表示ですが、消費者団体等々の論調を見ていると、FIT制度で発電している電源に「買う」という形でサポートすることが再生可能エネルギーの普及につながる、というような誤解がすごくあると思います。国の方針として、できる限り再エネを普及していこうということを掲げているわけですから、それであれば、FITじゃない太陽光とか風力だとか、そういったところに思いのある人のお金が回るように制度をつくるべきであって、決してこの「FIT」という表現で誤解を生むことがないようにしなければならぬ、それこそが再エネの普及にも、国策にもつながると思っています。

それから、義務化の話です。これも前に申し上げました。規制当局が事業者に義務を課すというのは、消費者の安全を守るとか、稲垣先生もおっしゃったと思いますが消費者を保護するという観点でやるべきものであって、辰巳さんがおっしゃったように、消費者のニーズがあるからと

というのは、事業者自身が考えることで、役所がやるべきことではないと思います。本当にニーズがあれば、出さないと消費者に選んでもらえないわけですから、必然的に出てくると考えております。

19 ページのその表現がわかりにくいかどうかというのはありますが、言葉の難しさはともかく、ここに注書きで書いてあるように、FIT電源は需要家みんなで支えている、既にお金を払っているんですよ、ということを書き込んだ上で表示していくということ、それから、例えば企業のCSR活動のようなもので、実績に基づいて開示をしていくことがとても大事だと思っております。

資料6-3については、特段疑問に思うところはありません。基本的な考え方として、4ページを安永さんが説明されたときにおっしゃっていましたし、私も以前に申しあげましたが、大事なことは、ミクロな視点で一つ一つを詰めたことが決して全体最適につながるわけでもない、ということ。その視点を必ず持つておくことが大事で、そのためには広域機関の役割が非常に大事になってくると思っております。つまり、広域機関で将来の需要を予測し、そのためにどういう設備が必要ということから、何が最適なネットワークの形なのかという将来像を描いた上で、それに向かって必要な投資かどうかという点で、一般負担か特定負担かを考えていくという大原則が、とても大事な視点だと思っております。

資料6-4の切り出しに関してです。これも毎回申し上げていることですが、まず、中国電力さんが1.8万キロを切り出したのは、原発がとまってベース電源が絶えた中で、少量と言ったら怒られるかもしれませんが、会社の規模に比べれば少量の切り出しをされたわけです。それは非常に高く評価すべきであろうと思います。中国さんは値上げもせず、収支も厳しい中でこれをやられているわけですから、評価すべきと思っております。

ただ、一方、沖縄電力の1万キロワットというのは、努力を評価しないわけじゃないですが、違和感が残るところです。前に、沖縄さんに関して言えば、原子力の問題もなく、LNG火力ができて需給が非常に余裕がある中で、かなりの思い切った対策ができるんじゃないかと申し上げ、かつ、もしかしたら何も進まないのは、J-POWERさんとのウイン・ウインの関係があるんじゃないかと申し上げたときに、寺島さんが「非常に心外である」と強い言葉でおっしゃった割にはこんなものか、というのが正直な感想です。だからといって説明を求めるといっていいわけじゃないですが、そう見ているということは申し上げておきたいと思っております。

資料6-5に関しては、これは最後の3ページのところに検証の進め方と書いていますけれども、確認ですが、これは2ページ目のところの検証1に該当するものだと考えれば良く、資金調達に支障があるかどうかという項目はここには入っていませんが、当然、検証2とか3になって

くると、資金調達の問題は非常に重要な問題になってくると思いますので、そこはしっかり将来的にやっていただければと思います。

それから、今回の資料にはなかったのですが、来月には託送約款の申請という期限がある中で、何回か議論してきた低圧託送に関しての項目が今回なかったです。これに関してはきちっと結論が出てなかったと思いますので、どういうふうに考えればいいかを事務局からご説明いただければありがたいです。

以上です。よろしく申し上げます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

たくさんご意見を——松村委員、ご意見ですか。じゃ、簡単に。もう時間がありませんので、よろしく願いいたします。

○松村委員

すみません、時間がないところで。

瀧本委員から発電所の売却のことにに関して、再編とかの歪みをもたらすのではないかというご懸念は全くそのとおりでと思いますので、その点は慎重に制度設計をすべきだと思います。ただ、一方で、そのような歪みは、既得権益を全部剥がしてしまうと、ファーストカム・ファーストサーブドというのを全部やめてしまえば、かなりの程度なくなるはず。もし瀧本委員が本当に公益のことを考えて、そのような再編に関して合理的な選択ができなくなるということをご心配になっているのであれば、そのような先着優先廃止に対して反対されるはずがないと思っておりますし、この後そういうことに対して反対という言葉が出てくれば、一体どういうつもりで言っていたのかと疑われることになる。公益という目的で言っていたのかどうかと、きっと疑われることになると思います。この後の発言を私たちは注目すべきだと思います。

それから、次に、辰巳委員が環境価値、FITに関して環境価値、CO₂価値のことはそうだけれども、他の価値は、とおっしゃったのですが、この賦課金の部分はCO₂価値だけでは到底説明できないほど、物すごく大きな金額になっています。これは電気としての価値と買取価格の差分は全部賦課金となっており、これは全ての外部効果を含んでいるというふうに考えるべきであって、この点、CO₂価値以外のところがあるんじゃないかという議論は、僕は必ずしも正しいとは思いません。

最後に、今回のマターではないのに申しわけないのですが、出てきたスケジュール表では、7月31日に低圧の託送料金の締め切り、この後、何回この委員会が開かれるのかにも依存しますが、これを見て、議論する機会がひょっとしてないかもしれないということをととても懸念してい

ます。何回も何回も同じことを言って申しわけないのですが、出てきた低圧の託送料金は当然、今まで一般電気事業者が散々、正当な料金であるということを主張されていたオール電化料金とコンシステントな料金体系が当然出てきて、したがって、その後、委員会が開かれなくても問題がなくなるような、そういう全うな料金が出てくるということを当然に期待しておりますので、もしそことインコンシステントなものが出てきて、それで委員会が開かれずにそのまま認められちゃうなどということに決してならないように、ぜひ一般電気事業者も心して今までの自分たちの発言とコンシステントな料金体系を出してください。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

たくさんご意見いただきまして、それでは事務局へいろいろご質問もいただいておりますので、よろしくをお願いします。

○安永調整官

いろいろご指摘いただきまして、ありがとうございました。

ちょっと時間もありませんので、少しかいつまんでになりますけれども、1つは、小売の資料6-2の一番最後のほうの47ページのところで、停電への問い合わせ対応のところで、これは松村委員から配電会社にお客さんが直接聞くということがあってもいいんじゃないかという趣旨でおっしゃられたと思います。それは私どもも制度設計としてはそういうことだと思っておりますし、現在、新電力の方でも直接聞いてくださいとやっているケースがかなりあると思っております。ただ、配電会社に直接聞いてくださいというガイダンスを小売事業者がしないといけないというような意味で、お客様との接点は基本的には小売事業者で、そこをしっかりとっていただきたいという、そういう趣旨でございます。

それから、秋山様、それから圓尾様からもいただきました託送の割引制度のところの議論がどうなっているのかということございまして、あのご議論をいただきまして、現行の制度の延長でできるところはこの自由化のタイミングからやっという、合意できてない範囲のところというのは、抜本的な見直しの議論は継続検討課題にしよう。大ざっぱにはそういう整理をさせていただきましたので。例えば、前回と前々回に議論させていただきました、現行の需要地近接で評価をベースにしつつということで、低圧を入れるというようなところは余り異論のなかったところなので、やっという方向かなと思っておりますし、それから、基幹系統のところの扱いというのは、電事連さんからご提案いただきましたけれども、異論も提起されたということは、そのままやっというということはないのかなというふうに思っております。地域の単位の見直しのと

ころというのはちょっと整理の余地があるかなと思っておりますので、ちょっと整理が必要かと思っておりますけれども、基本的にはそういう考え方で、合意できている範囲のところで行っていくというのが今度の7月に出てくる託送約款のところの考え方というふうに思っております。

それから、沖委員からお話のありましたリレーであったり通信設備というのもこの増強費用負担の考え方の中に入れていただきたいというご指摘をいただいたと思っておりますけれども、これは当然入っているものというふうに考えておりますので、単に送電線の増強だけではなくて、ネットワーク周りでいろいろ負担が必要なものについての負担のあり方ということで、含まれるという理解をしております。それを明記するというのもあってもいいかというふうに思っております。

それから、あとは、圓尾委員からいただきました検証のところのお話は、第一段階の検証で何を検証するかというのは、排除はされておられませんけれども、ご指摘のとおり、今回は第二段階の施行前の検証のお話であるというふうに考えております。

ちょっと不足があるかもしれませんが、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ということで、きょうの議論、まとまったとはなかなか言いにくいところがあるかというふうに思います。ただ、最初の自由化の実施スケジュール、それから法施行前の営業活動について、これについては特段ご意見がなかったというふうに思います。このご報告のあった事項の方向性で具体化を進めていただければというふうに思います。

それから、大きな項目4番の発電設備の設置等に伴う基幹系統の増強ですね、発電事業者さんの負担のあり方についてというところ、それからモニタリングですね、大きな項目5番のモニタリング、それから検証、これにつきましてはきょう、たくさんのご意見いただきましたけれども、これらを踏まえて今後ご対応いただければというふうに思います。

それから、引き続き議論の必要な事項ということでは、電源構成の開示の議論もまだまだだというふうに思いますし、電源別メニューを設定する場合の各種ルール、それから、その最初に出てきました小売営業のビジネスモデル、それから小売営業のガイドライン、それからその電源構成の開示の義務化、メニューを設定する場合のルール、CO₂、地産地消に関してもいろいろご意見いただきました。地産地消の範囲の考え方ですね。そういうことにつきましては、引き続き議論が必要ではないかということで、またご議論を、事務局にまた再整理をお願いしてやりたいというふうに思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。そういうことで、なかなかきょうはまとまりませんでしたけれども、引き続きまた議論をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に今後のスケジュール、安永さんのほうからご説明をお願いします。

○安永調整官

本日も、夜遅い時間までご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

今後のスケジュールにつきましては現在検討中でございますけれども、1点、このワーキンググループの枠組みにつきましては、近い段階で一旦閉じさせていただくということになるということをご説明させていただきたいと思います。先ほどご報告をさせていただきましたとおり、第3弾の電気事業法の改正が成立をいたしまして、新たに電力・ガス取引監視等委員会と。まず最初、電力の業務からスタートいたしますので、電力取引監視等委員会というものを早ければ、法律上は公布の日から6カ月以内ということになっておりますけれども、なるべく早く設立をしたいということで現在準備をしておりますけれども、このワーキンググループでご議論いただいているかなりの部分の内容が、その新たな監視委員会の所掌事務、あるいはその事務局で取り扱うということになります。

この制度設計ワーキンググループというのは、総合資源エネルギー調査会という資源エネルギー庁の審議組織でございますけれども、新たなこの監視組織というのは、資源エネルギー庁からは独立をさせるということで、経済産業大臣直属の組織ということで設立をされますので、こういった電力市場のあり方を中心としたテーマについて、そのまま資源エネルギー庁で議論するというのは、まさにこの組織をつくった意味からしても、再整理が必要ということになってまいりますので、きょう、まさにご議論いただきましたように、検討課題、引き続き山のようにあります。それから、第3弾の施行に向けて行為規制のあり方とか、かなり時間をかけて議論していくこともまだまだございます。

したがって、こういった議論につきましては、引き続き当然議論を行っていくわけでございますけれども、検討を行う場につきましては、新たにできます委員会のもとで設定する、こういった形になるかどうかはあれですけれども、その検討の場、それから、テーマによっては引き続き資源エネルギー庁で検討するものもあると思いますので、ご議論をいただく場というのは、この新たな市場監視組織の発足に伴いまして、少し整理をさせていただく必要があるだろうということで、引き続きのご議論はいただくんですけれども、場につきましては少し再整理が必要ということで、この制度設計ワーキンググループという枠組みは、次回、もちろん開催する予定でございますけれども、もしかすると次回が最終回になるかもしれないということをご報告させていただきます。

前置きが長くなりましたが、次回の日程は、すみません、調整中でございますので、また改めてご連絡をさせていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

これもちまして、大分遅くなり大変申しわけありませんが、第13回の制度設計ワーキンググループをこれにて終わりたいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。

—了—

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力・ガス改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879